

西東京市第3次総合計画 基本構想・基本計画
中間のまとめ（素案）

西東京市第3次総合計画 基本構想（案）

目 次

基本構想	1
1. 策定の趣旨	3
2. 計画のフレーム	4
(1) 計画期間と目標年次	4
(2) 想定人口	4
(3) 土地利用	4
3. 基本理念（わたしたちの望み）	5
4. 基本目標	7
5. まちづくりの課題	10
6. 基本施策	14
7. 施策体系	20

基本構想

1. 策定の趣旨

西東京市第3次基本構想は、合併からの20年間のまちづくりを踏まえつつ、今後10年の西東京市のめざすべき将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの方向性を示すものです。

西東京市は、都心にアクセスしやすい地理的条件を活かし、身近に豊かな自然や農を感じられる郊外の住宅都市として発展してきました。全国的には人口減少が進むなか、本市の人口は、これまで増加傾向が続いてきましたが、人口構造をみると少子高齢化は着実に進行しつつあり、将来的には人口減少に転じることが見込まれています。

一方、社会経済情勢をみると、自然災害の激甚化・頻発化、地球規模の環境問題の深刻化など、想定を超える課題に直面しています。また、高齢化に伴う社会保障費の増大、公共施設等をはじめとする社会資本の老朽化等により、今後はより厳しい財政状況になることが予測されます。

そうした背景を踏まえ、第3次基本構想の策定にあたり、これからのまちづくりに求められる基本的な視点として、以下の6つの視点を整理しました。

- | | |
|--------------------------|---------|
| ① 地域への「誇りや愛着」を育む | ～た か ら～ |
| ② 一人ひとりが「自分らしく」生きることができる | ～ら し さ～ |
| ③ 互いの「つながり」によりささえあう | ～つながり～ |
| ④ 楽しみや「いきがい」を見出せる | ～いきがい～ |
| ⑤ 変化や危機に「柔軟」に対応する | ～そ な え～ |
| ⑥ 「次世代」につなげる | ～み ら い～ |

この6つの視点を念頭におきながら、誰もが住み続けたいと思える西東京市を次世代に引き継いでいくために、行政運営における市の長期的なビジョンとして、また、市民と行政がまちづくりの考え方を共有し、ともに取り組んでいくための羅針盤として、「西東京市第3次基本構想」を策定します。

2. 計画のフレーム

(1) 計画期間と目標年次

基本構想は、令和 6（2024）年度を初年度とし、令和 15（2023）年度を目標年次とします。

(2) 想定人口

令和 15（2023）年度末における想定人口は、おおむね 20 万 4 千人とします。

本市の人口は、昭和 55（1980）年以降一貫して増加し、平成 29（2017）年に 20 万人を超えた後も増加傾向が続いていましたが、令和 3（2021）年 206,067 人となった後、はじめて減少傾向が見られました。今後は、令和 9（2027）年の 205,877 人までほぼ横ばいの状態が続いた後、緩やかに減少すると予測され、計画期間が終了する令和 16（2034）年には 204,268 人になると推計されています。

【「西東京市人口推計調査報告書」（令和 4 年 11 月）より】

(3) 土地利用

本市は、武蔵野台地のほぼ中央にあり、東京都心の西北に位置し、東西 4.8km 南北 5.6km にわたる面積 15.75 ㎢の市です。北部に白子川、中央部に新川（白子川支流）、南部に石神井川があり、それぞれ西部から東部に向かって流れており、その沿岸が低地となっているほか、一般には西から東になだらかに傾斜したほぼ平坦な地域です。

市内には、西武池袋線の 2 駅（保谷、ひばりヶ丘）と西武新宿線の 3 駅（東伏見、西武柳沢、田無）があり、区部に隣接するため都心にも近く、都市部周辺における良好な住宅地が形成されています。

土地利用にあたり、戸建て住宅や集合住宅を中心とする住宅市街地については、公園・緑地などの整備を図りながら良好な住環境を確保します。

また、駅周辺などの住宅、商業施設、事業所などが混在する複合的な市街地については、活力あるまちとして発展させるため、商工業やサービス業などの経済に寄与する起業や商店の建物などの集積を図るなど、地域ごとの特性を活かした土地利用を進めます。

3. 基本理念（わたしたちの望み）

ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京

第1次基本構想及び第2次基本構想では、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念として掲げ、まちづくりを進めてきました。基本理念に込められてきた、お互いを思いやり尊重する「やさしさ」や人と人との「ふれあい」は、合併からの20年間で、確実に息づき、育まれてきています。

これからの西東京市に暮らすわたしたちは、これまで大切にしてきた「やさしさ」や「ふれあい」を継承しつつ、西東京市らしい身近に残る豊かな自然環境や、安らぎを感じられる落ち着いた住環境を守り育み、誰もが住み続けたいと思える西東京市であってほしいと願います。

一方で、わたしたちの西東京市を取り巻く社会情勢はめまぐるしく変わりつつあります。未来によりよい西東京市を残していくために、市民と行政がともに新たな課題に向き合い、変化や危機に対して柔軟に対応していくことが求められています。

そのため、わたしたち一人ひとりが、西東京市の未来を「自分ごと」として捉え、主体的にまちづくりに関わり、責任を持って次世代へとつないでいく必要があると考えています。

このような思いから、第3次基本構想においては、「**ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京**」をわたしたちの望みとして、基本理念に掲げます。

●ともにみらいにつなぐ

「ともに」は、まちづくりに関わるさまざまな主体が、手を携えて協力している様子を表しています。個の思いや力だけでなく、それぞれの立場や経験を活かし、連携・協働することで、より多様な課題に対応していくことができます。

「みらいにつなぐ」は、これまで守り育んできた西東京市の良さを次世代に残していくことに加えて、さまざまな主体による取組が次世代にも引き継がれるよう、未来を担う子どもたちにまちづくりのバトンを渡していくことを表しています。

●やさしさといこいの西東京

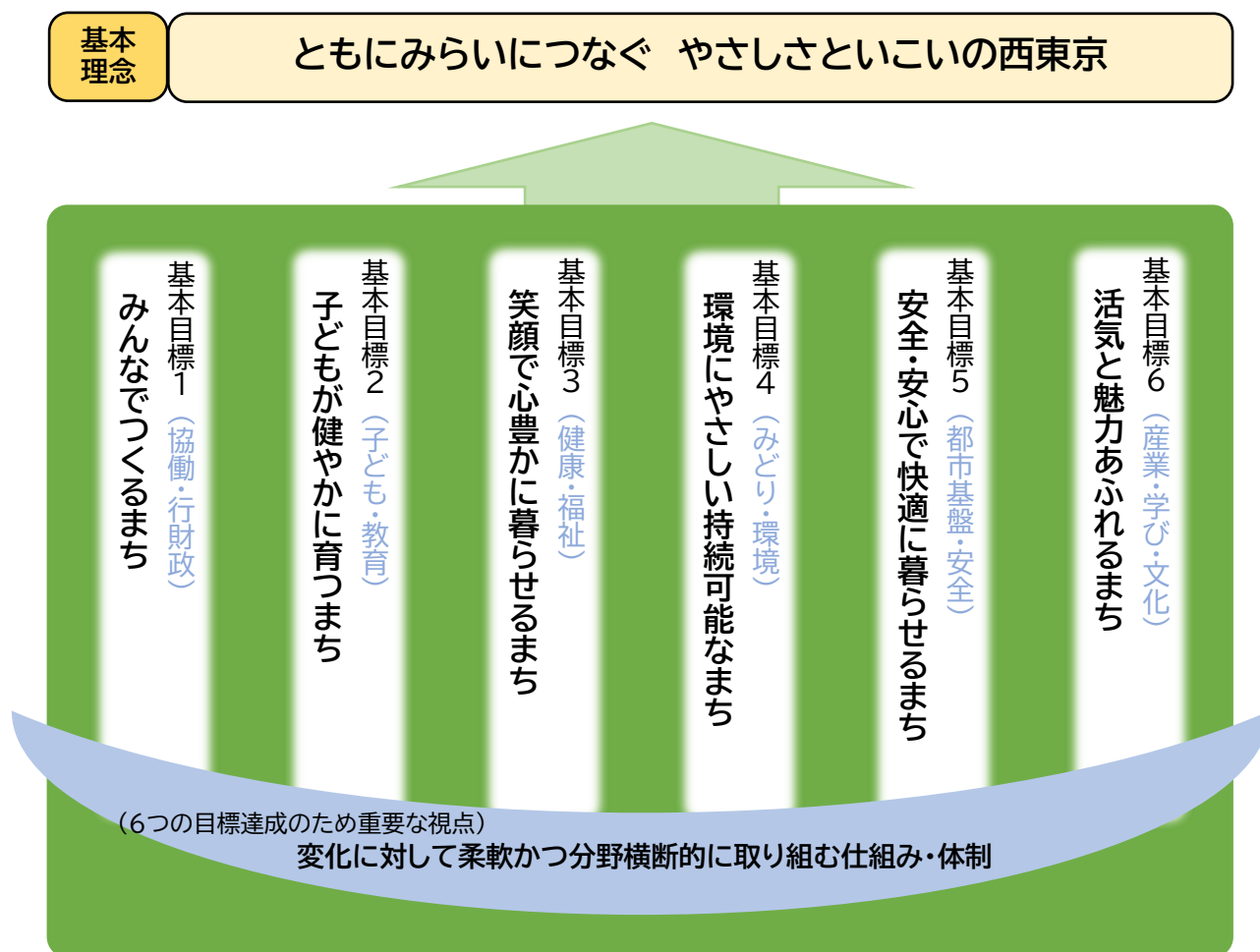
「やさしさ」には、思いやりや助け合いの気持ちなど人の優しさや温かさだけでなく、一人ひとりが認められ大事にされる社会、地球環境への配慮ある行動、誰一人取り残さない持続可能な社会など、深く多様な意味が込められています。

「いこい」は、市の中心部に位置する西東京いこいの森公園やマスコットキャラクター「いこいーな」などに象徴されるように、市民が大切に育んできた言葉です。都心に近いながらも、みどりが多く残る環境や落ち着いた住環境のなかで、体や心が休まり、人々の交流が生まれるくつろぎの場をこれからも守り育てていくことを表しています。

4. 基本目標（目指すべき将来像）

基本理念で示した『ともにみらいにつなぐ やさしさといこいの西東京』というわたしたちの望みを実現するために、分野ごとにめざすべきまちの姿として6つの基本目標を定めます。

また、6つの基本目標達成のための重要な視点を示します。



<6つの目標達成のための重要な視点>

社会情勢が大きく変化し、行政サービスが多様化するなかで、6つの基本目標の実現するためには、庁内の各部署が分野を超えて横断的に連携し、新たな課題や変化に柔軟に対応することが必要です。また、行政・市民・関係団体、事業者等がその状況に応じて弾力的に協働し、地域の力を活かしながら、社会課題の解決に向けた取組を進めていきます。

■ 基本目標 1（協働・行財政）

みんなでつくるまち

市民が互いに認め合いながら、つながりを大切にし、まちづくりの主役となれるまちをめざします。

そこでは、一人ひとりが人や地域とつながり、それぞれの希望に応じた居場所や役割を見つけ、自分らしく活躍することができます。また、価値観や生き方などの多様性を受け入れ、他者を尊重する社会のなかで、一人ひとりの思いが尊重されるようになります。

行政は、市民や市民活動団体、事業者等と協働し、変化しつつある市民ニーズや地域課題に対応するとともに、よりよい行政サービスを提供し、持続可能で市民満足度の高い自治体運営を行っています。

■ 基本目標 2（子ども・教育）

子どもが健やかに育つまち

子どもたちが、自分らしく心身ともに健康に育つことができ、社会の変化に応じた生きる力を身につけることができるとともに、全ての子育て世帯がいきいきと暮らせるまちをめざします。

そこでは、さまざまな課題を抱える子どもや子育て家庭が、地域や社会に見守り支えられ、子どもがのびのびと成長し、未来に向かって夢を描くことができます。

また、子どもの発達段階やライフステージに応じた妊娠期からの切れ目のない支援により、安心して子どもを産み育てることができ、次世代を担う子どもたちが個性を伸ばしながら、豊かな未来を育むことができます。

■ 基本目標 3（健康・福祉）

笑顔で心豊かに暮らせるまち

年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが個性と多様性を尊重され、住み慣れた地域で自分らしく健康で元気に歳を重ねられるまちをめざします。

そこでは、人と人がゆるやかにつながり、「支え手」「受け手」という関係を超えて互いに支え合っています。また、高齢者、障害者、子ども・若者等といった区別なく、誰もがその人の状況にあった支援を受けられ、安心して暮らすことができます。

さらに、個人だけでなく地域全体で健康づくりに取り組み、誰もがいつまでも心身ともに充実して過ごすことができます。

■ 基本目標 4（みどり・環境）

環境にやさしい持続可能なまち

農地や公園、緑地などのみどりが身近に感じられ、一人ひとりが環境に配慮した暮らしを实践し、地球規模の環境問題に取り組み、未来を見据えた環境への負荷が少ないまちをめざします。

そこでは、今あるみどりが保全・活用され、新たなみどりの空間が生まれ、身近にみどりを楽しみ、うるおいや安らぎを感じることができます。

また、持続可能な資源循環型社会を実現し、次世代によりよい環境を残していくために、市民・事業者等の多様な主体が連携して、農地などのみどりの保全や脱炭素社会の実現に向けた取り組みを行っています。

■ 基本目標 5（都市基盤・安全）

安全・安心で快適に暮らせるまち

災害リスクや犯罪などに適切に備え、日々の暮らしのなかでの安全が確保され、誰もが安心して暮らし続けられるまちをめざします。

そこでは、都市と自然環境とのバランスのとれたまちづくりや、駅などの拠点をつなぐ利便性の高い道路・交通網の整備が進められ、誰もが快適に過ごしています。

また、一人ひとりが防災・防犯への意識を高め、地域のなかでつながり、支え合いながら、安心して住み続けることができます。

■ 基本目標 6（産業・学び・文化）

活気と魅力あふれるまち

地域の資源や歴史・文化が活かされ、人々がいきいきと活動し、日々の暮らしのなかで楽しみやいきがいを見出せるまちをめざします。

そこでは、市民や事業者等がともに地域経済の活性化を図り、まちの魅力を高め、まちへの誇りや愛着をはぐくんでいます。また、幅広い年代がにぎわいあふれるまちで、楽しく過ごすことができます。

さらに、互いに交流を深めながら芸術文化やスポーツに親しみ、多様な学びを通して、誰もが心の豊かさを実感しながら暮らしています。

5. まちづくりの課題

基本理念の実現に向けた6つの基本目標を達成するために、基本構想の計画期間(10年間)に取り組むべきまちづくりの課題を以下のとおり整理します。

課題① 地域課題の解決に向けた協働のまちづくりの推進

個々人の価値観やライフスタイルの多様化が進み、一人ひとりの個性や考え方を尊重する地域社会への転換が求められています。

そうした中で、地域コミュニティにおける担い手の高齢化や固定化、コミュニティの希薄化などの問題が生じています。多様化・複雑化する地域課題の解決や地域コミュニティを活性化するためには、行政サービスなどの公助の仕組みだけではなく、地域住民や市民活動団体、事業者等による共助の仕組みづくりを推進し、行政と地域とが連携・協働して取り組んでいく必要があります。

本市では、さまざまな分野で活発な市民活動が行われています。こうした市民活動団体をはじめとした地域の担い手の育成や、参画機会の創出、公民連携の推進などにより地域の活性化を促進し、多様な主体が関わる協働のまちづくりを進める必要があります。

課題② 子どもにやさしいまちの実現

子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化の進展や共働き世帯の増加、就労形態の多様化などにより、大きく変化しています。また、学校における学びのあり方の変化や、学校の持つ多面的な役割の再認識など、教育を取り巻く環境も大きく変化しつつあります。

一方、子どもをめぐる問題は、貧困、虐待、不登校、ヤングケアラー、いじめなど多岐にわたっており、国は、子どもの健やかな成長を社会全体で後押ししていくことを目的として、こども家庭庁を創設しました。

本市では、平成30年に子ども条例を制定し、子どもにやさしいまちの実現に取り組んでいましたが、地域で孤立する家庭などへの支援や、子どもや若者の居場所の充実、一人ひとりの発達に見合った支援、学校と地域の連携による教育力の向上など、さまざまな課題もあります。

子どもたちが自分らしく成長できるとともに、子育て世代がいきいきと住み続けられるよう、支援をしていくことが必要です。また、全ての子どもが安心して教育を受けられ、「生きる力」を育むことができるよう、地域と一体となって子どもたちを育む環境を整備し、活力ある学校づくりを進めていくことが必要です。

課題③ 地域共生社会と「健康」応援都市の実現

少子高齢化や人口減少の進展などに伴い、地域の担い手不足、地域の支え合いの基盤の弱体化など、地域におけるさまざまな課題が生じています。また、各家庭が抱える問題や地域課題も多様化、複雑化しています。

本市では、西東京市版地域共生社会の実現に取り組んできましたが、新たな地域の担い手の確保や福祉人材の育成、市民・団体等のネットワークの強化、地域で助け合い支え合う意識の醸成など、さまざまな課題があります。

地域共生社会の実現に向けた市民の理解と関心を高めるとともに、重層的支援体制や地域包括ケアシステムの更なる推進を図るなど、誰もがその人の状況にあった支援が受けられる包摂的な支援体制を構築していく必要があります。

また、ライフスタイルが多様化するなかで、いつまでも健やかに暮らしていくためには、個人の健康づくりに加えて、社会全体で健康づくりを支えていくことが重要です。

本市ではこれまで、「健康」応援都市の実現に向けた取組を進めてきましたが、社会的に孤立しない環境の整備や健康と体力づくりのより一層の推進、文化・スポーツの参加・体験機会の充実など、さまざまな課題があります。

全ての人の健康増進や市民活動団体との連携の推進、ボランティアの育成、健康意識の醸成に向けた教育や予防活動の充実など、さまざまな視点からの健康づくりに取り組んでいく必要があります。

課題④ みどりの保全と脱炭素社会への取組の強化

本市には、農地、雑木林、屋敷林など、みどりを感じられる武蔵野の面影が残されており、こうしたみどりと都市が共存する環境は、本市の魅力の一つとなっています。

これらのみどりは、グリーンインフラとして多様な機能を有しており、適切に保全・活用することで、持続可能な地域づくりにつながり、地域の活性化が期待できますが、本市では、都市化とともにみどりが減少傾向にあることが課題となっています。

西東京市らしさを残す貴重な資源として、農業者や市内団体、民間企業、大学など多様な主体と協働、連携しながら、わたしたちのみどりを継承していく必要があります。

また、本市では、令和4（2022）年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

近年、地球温暖化により国内外でさまざまな気象災害が発生しており、経済活動や日常生活に伴い排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの抑制が課題となっています。

SDGsの実現に向けた取組とあわせて、さまざまな主体と協力・連携しながら、これまで以上に省エネルギーや再生可能エネルギーの利活用、リユース・リサイクルその他の環境配慮行動を促進する取組が必要となります。さらに、次世代を担う子どもたちが環境について学び、行動へとつなげていけるよう、世代を問わず環境教育の水準を高めていくことが求められています。

課題⑤ リスクに備えた都市基盤の整備

大規模地震の発生可能性が高まっていることや、風水害が近年頻発していることから、国は国土強靱化基本法を制定するなど、防災・減災の取組を進めています。

本市には、一部の地域に木造密集地域や土砂災害特別警戒区域などがあり、また、浸水想定区域が広範囲に存在しているため、災害発生時の避難に関する取組の強化のほか、建築物や橋りょう等の耐震性の向上や豪雨時の下水道の処理能力の強化など、安全な都市基盤の整備が求められています。

また、本市では、これまでに災害時の避難路・輸送路や延焼遮断帯としての役割も担う都市計画道路の整備を進めてきましたが、未整備の都市計画道路も残っています。

都市計画道路は、交通の円滑化、快適な歩行空間の確保、通過車両の流入抑制、防災性の向上などの多様な機能を持っています。このような都市計画道路をはじめ、利便性、安全性、防災性の向上を図るための体系的な道路の整備が求められています。

防犯の観点では、犯罪の手口が多様化するとともに、子どもから高齢者までが被害者になるケースが増加しています。

地域の防災力・防犯力を高めるために、市民や関係団体等が協働・連携して防災・減災・防犯に取り組むための支援が必要です。

課題⑥ 地域に根ざした産業の振興と地域経済の活性化

本市では、「地域に根ざした産業の振興」や「魅力ある新産業の育成」をめざし、起業・創業支援の取組の充実を図ってきました。なかでも、子育て世代の女性の働き方を伴走型でサポートするハンサムママ・プロジェクトでは、さまざまな講座やイベント等を実施し、起業・創業、就労、販路の拡大などに向けた支援をしており、多くの方が受講され、多方面で活躍しています。

一方で、近年の急激な社会情勢の変化や景気の低迷等により、本市の地域産業を取り巻く環境も厳しさを増しています。市内で事業活動を行う中小企業のなかには、経営状況の悪化により廃業を選択するケースが見られるほか、事業者の高齢化も課題となっています。

起業・創業、事業の継続等を支援する取組の充実や、経営環境の向上のための支援、空き店舗等の資源の活用など、今後の市内経済の動向を注視しながら、地域経済を循環させ、地域全体を活性化することが求められています。

課題⑦ まちの魅力の向上と内外に向けた情報発信の強化

本市は、古くは旧石器時代から人々の営みが刻まれ、江戸時代に宿場町として栄えた長い歴史を有するとともに、下野谷遺跡に代表される文化財や下保谷四丁目特別緑地保全地区など、歴史・文化を感じられる資源があります。また、都心へのアクセスに恵まれ、利便性の高い住宅都市としての顔も持つとともに、市内には複数の大学や企業、多摩六都科学館が立地するなど、さまざまな魅力的な資源を有しています。さらに、NPO や市民活動が盛んに行われており、豊かな人的資源も合わせ持っています。

一方で、こうした魅力のPRが課題となっています。また、価値観の変化に伴い、文化財や伝統的な風習、景観が急速に失われつつあることも課題となっています。

地域の宝である歴史・文化、文化財等に触れ、学び、その価値を継承するとともに、新たな魅力を創出することは、まちへの誇りや愛着を育み、住み続けたいと思えるまちづくりにつながります。

地域の「ひと・もの・こと」の力を最大限に引き出すとともに、文化、スポーツ、生涯学習、産業など幅広い分野の連携により更なるにぎわいを創出し、魅力的なまちづくりを進めることが必要です。また、多様な情報媒体を活用し、西東京市の魅力を市内外に積極的にPRしていく必要があります。

課題⑧ 限られた財源のなかでの持続可能な行財政運営の推進

超高齢社会の進展に伴う医療・介護などの社会保障費の増大、集中的に建替え時期を迎える公共施設の更新に係る費用など、今後の財政状況は先行きが不透明な状況です。そうしたなかで、少子高齢化への対応や、ゼロカーボンシティの実現に向けた対策など、新たな課題に対応するための財源の確保も必要です。

また、国が推進するデジタル田園都市国家構想をはじめ、社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）化に伴い、行政サービスにおいても、手続のオンライン化などによる市民の利便性の向上やデジタル化の基盤を構築するための情報システムの標準化、AI等の活用による業務効率化などが求められています。

今後は、限られた財源や資源をより有効に活用するために、事業の優先順位や費用対効果の検証等による既存事業の見直し・組み換えを図るとともに、新たな技術を積極的に取り入れ、持続可能な自立した自治体をめざした取組が必要です。

6. 基本施策

「基本理念」と6つの「基本目標」を踏まえた「まちづくりの課題」を解決するため、今後10年間のまちづくりの方向を示すための基本施策を次のとおり位置づけます。

■ 基本目標1 みんなでつくるまち

基本施策1－1 一人ひとりが力を発揮できるまちを実現するために

市民がまちを支え、自分たちのまちを創っていくという市民主体のまちづくりを推進しています。一方、市民ニーズや地域課題が多様化・複雑化する中で、個人の取組や行政だけでは課題への対応が難しくなりつつあり、より一層、多様な担い手が協働しながら取り組んでいくことが求められています。

そのため、時代の変化にあわせた地域コミュニティのあり方を整理し、さまざまな主体が連携する市民主体のまちづくりを推進します。また、地域の多様な主体と行政が、共通する課題の解決や目標の実現に向けて協力しあう協働のまちづくりに取り組みます。

基本施策1－2 誰も取り残さない、多様性のある社会を実現するために

わたしたちのまわりには、さまざまな人が暮らし、働き、学び、支え合って生きています。一人ひとりがかけがえのない存在であり、人種、国籍、性別、年齢、信条、社会的身分などによって差別されることなく、平等な存在でなければなりません。

そのため、一人ひとりの人権が尊重され、互いに個性を認め合い、誰もが自分の能力を発揮できるような社会の実現に向けた取組を進めます。また、外国人住民も地域コミュニティの一員として、文化的ちがいを認め合い、ともに地域で暮らすことができる多文化共生社会の実現をめざします。

基本施策1－3 市民のニーズに応え、持続発展する自治体であるために

市民の生活を支える自治体として持続的に発展していくためには、市民ニーズの把握や市の取組の評価・見直しなどにより、限られた財源の中で、将来にわたり安定した行財政運営を行っていくことが必要です。

そのため、さまざまな媒体や技術を駆使し、市の施策や事業などをわかりやすく市民に伝えるとともに、デジタル技術やデータなどを活用して、行政サービスの向上や行政の効率化に取り組みます。

また、長期的な視点で、多岐にわたる行政課題や急速に進展するデジタル化などに対応できる市職員の育成や柔軟な組織づくり、行財政改革による業務の効率化や民間企業との連携など、さまざまな取組により持続可能で自立的な自治体経営を進めます。

■ 基本目標 2 子どもが健やかに育つまち

基本施策 2-1 子どもがのびのびと成長していけるために

子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化などの問題に加え、児童虐待、いじめ、自殺、不登校、貧困の深刻化などが、社会問題となっています。全ての子どもは、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、自立した個人として健やかに成長することができる権利が守られなければなりません。また、子どもたちが創造性豊かに育つためには、学校などでの学びや遊びに加え、他世代とのかかわりや、地域社会とのつながりをもつことが大切です。

そのため、子どもが意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を充実するとともに、個性や能力が尊重され、伸ばすことができる環境づくりや、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動できる居場所づくりに取り組みます。

さらに、子どもの最善の利益を確保する観点から、子どもや保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、総合的な支援を行っていきます。

基本施策 2-2 健やかに子どもを産み育てられるために

地域のつながりの希薄化等により、身近に相談できる相手がいない状況や、子育ての知恵や経験が伝承されにくくなった結果、子育てに不安を抱える家庭が増加しています。また、仕事と子育てを両立できる環境が十分でないこと等から、子どもがほしいという希望を叶えにくくなっています。

子どもを産み育てたいと願う人が、安心して子育てできるよう、子育て世帯が直面する課題に寄り添い、妊娠期からの切れ目ない支援の充実に取り組みます。また、特に支援を必要とする子どもや家庭に対して、子育てに関する負担や不安を解消するための取組を進めます。

また、子育て家庭を支援するためのサービスや保育機能の更なる充実など、支援体制の強化を図ります。

基本施策 2-3 子どもが生きる力を身につけられるために

予測困難なこれからの時代において、子どもたちは、社会の変化を柔軟に受け止め、さまざまなことに粘り強く挑戦し、自ら学び続けていく姿勢を身につけていく必要があります。また、一人ひとりが個性や能力を伸ばし、自らの希望や意思に基づいて、人生を選択できるようになることが求められています。

そのため、一人ひとりが最適な学びを受けられるよう、教育内容の充実や学校教育環境の向上等に取り組みます。また、子どもたちの成長のためには、学校だけでなく、家庭や地域が果たす役割が大きく、それぞれが互いに連携し、社会全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。

■ 基本目標 3 笑顔で心豊かに暮らせるまち

基本施策 3-1 人や地域とつながり、安心して暮らし続けられるために

高齢者や障害者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためには、制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と人、人と資源がつながり、地域を共につくっていく地域共生社会の実現が必要です。

そのため、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、福祉サービスの充実を図るとともに、地域全体で見守り・支え合う体制を整えます。

また、社会福祉協議会やNPO、市民活動団体、福祉事業者などの関係機関との連携を強化し、サポート体制を充実させるとともに、必要な情報発信の工夫や互いに顔の見える緩やかなつながりにより、困ったときに相談できる仕組みづくりを進めます。

基本施策 3-2 いつまでも健康で元気に暮らすために

人生 100 年時代に本格的に突入するなか、市民がより長く元気で暮らしていくためには、日常的に個人の心身の健康を保つことが求められており、予防・健康づくりの取組をさらに強化していくことが必要です。

そのため、地域の保健・福祉・医療等の連携を一層図るとともに、関係機関と連携し、市民の健康を支える仕組みの構築をめざします。

また、高齢者や障害者が地域コミュニティの一員として地域活動や就労を通して社会参加ができるよう、地域において後押しする仕組みの構築を目指します。

■ 基本目標 4 環境にやさしい持続可能なまち

基本施策 4－1 身近に自然を感じ、触れ合えるために

まちのみどりは、わたしたちの暮らしや生活に安らぎや潤いをもたらします。都心に近いながらも比較的みどりに恵まれています、近年は宅地化などが進み、徐々に農地が減少しています。

そのため、市民協働のほか、農業者、市内団体、民間企業、大学との協働・連携による、みどりを保全・活用する仕組みや公園・緑地などの充実を進めるとともに、街路空間や公共施設の緑化の推進などにより、みどりの空間の創出を図ります。

また、日常生活の中で自然や生物とふれあえるような人と自然環境が共生するまちづくりを進めます。

基本施策 4－2 持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、ごみ対策などの身近な環境問題や、地球温暖化などの地球規模の問題は、わたしたちの生活や事業者の経済活動から生じる環境負荷に起因します。地域における環境保全を進めるためには、市民のライフスタイルや事業者の経済活動を見直し、社会全体で環境負荷の削減に取り組まなければなりません。

そのため、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組とあわせて、さまざまな主体と協力・連携しながら、これまで以上に省エネルギーや再生可能エネルギーの利活用、リユース・リサイクルその他の環境配慮行動を促進する取組を行います。

また、次世代を担う子どもたちをはじめ、市民、事業者、行政が、それぞれの立場で適切な行動が行えるよう、一人ひとりの環境意識を高める普及啓発や環境教育に取り組めます。

■ 基本目標 5 安全・安心で快適に暮らせるまち

基本施策 5－1 快適で魅力的な都市空間で暮らすために

地域の特徴と調和のとれたまちなみは、誰にとっても利用しやすく住みよいまちであるとともに、愛着や誇りのもてるまちとなります。みどりが感じられる住みやすい魅力ある住環境を確保し、市民が安全で、安心して快適に暮らせるまちをめざして、ゆとりあるまちづくりを進めます。

多くの人が集まる駅周辺では、市内外とつながり、地域の特色を活かしつつ、快適なまちづくりを進め、にぎわいと交流があるまちづくりをめざすほか、市内の交通体系を整理し、誰もが日常生活で利便性、快適性を享受できる交通環境づくりを進めます。

また、幹線道路の整備をはじめ、ユニバーサルデザインを取り入れた、安全で歩きやすい道路環境や交通網の整備とともに、老朽化が進む都市基盤については、計画的な更新や長寿命化に取り組みます。

基本施策 5－2 安全・安心なまちづくりと暮らしのために

近い将来に発生が危惧されている首都直下地震等の地震災害、台風や気候変動の影響等による局地的大雨などの風水害だけでなく、身近で発生し得る犯罪や交通事故など、わたしたちの安全・安心を脅かすリスクが懸念されています。

誰もが安全に、安心して暮らしていくために、行政による「公助」だけではなく、市民が備える「自助」や地域での取組による「共助」の意識の向上を図ります。また、防災基盤の整備・防災訓練など災害時を想定した迅速な対応ができるよう、市民や各団体、関係機関と連携した防災対策に取り組みます。

地域の生活や活動にかかわる学校、企業、行政機関、NPO、市民活動団体などが連携を強化し地域の絆づくりや助け合いの意識を育み、防犯や交通安全、消費者トラブルの防止を進めます。

■ 基本目標 6 活気と魅力あふれるまち

基本施策 6-1 まちの産業が活力を発揮し活躍するために

豊かな土壌を活かした農業や地域の特色を活かした商店街、独自技術を持った中小企業など、地域とともに発展してきた産業等がありますが、新型コロナウイルス感染症や物価高騰による影響、新たな生活様式に対応した働き方の変化、後継者不足や事業承継など、さまざまな課題を抱えています。地域全体の活力の源である市内産業を活性化することで、地域にヒト・モノ・カネの好循環を生み出す効果が期待できます。

そのため、持続可能な農業経営や生産性の向上に向けた支援を行い、都市と農業が共生するまちづくりを展開します。また、市内事業者の経営基盤強化に向けた支援を行うとともに、魅力ある商店街づくりや、起業・創業支援の充実、空き店舗等の資源の活用、事業者や起業家同士をつなぐ交流の場の支援など、市民や事業者がともに地域で産業を生み・育てるまちづくりを進めます。

基本施策 6-2 地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために

都心へのアクセスが良く利便性が高い一方で、まちなかに農地や公園が点在し、身近なみどりを感じられるまちです。また、歴史・文化資源や豊かな人的資源にも恵まれており、それらの魅力を市内外に発信し、積極的にPRしていくことが求められています。

そのため、市内に存在する資源の新たな発掘や魅力の再発見に取り組み、これらの地域資源を活用し、本市の良さや価値を一層高めていきます。また、さまざまな媒体の特性を活かした、市内外への情報発信や戦略的なシティプロモーションに取り組み、認知度の向上を図ります。

基本施策 6-3 多様な学びと文化・スポーツが息づくために

市民一人ひとりが、自己の能力や個性を伸ばし、心の豊かさを高められるよう、生涯にわたって健康で生きがいのある人生を送るために学校教育以外の場での学習機会や文化芸術、スポーツ活動に親しめる環境づくりが求められています。

そのため、多様化する学習ニーズに応えられるよう、学習活動や公民館活動の支援、図書館サービスの利用環境の向上を図るとともに、文化芸術活動の支援、文化財の保護や紹介、スポーツ環境の整備などに努めます。

さらに、生涯学習を通じた、市民の地域社会への参加意識を醸成し、学習成果を活かした地域活動を推進する仕組みづくりを進めるとともに、文化芸術やスポーツ、教育などさまざまな分野が連携することで、魅力あふれるまちづくりを進めます。

7. 施策体系

基本目標	基本施策	施策
基本目標1 みんなで つくるまち	1-1 一人ひとりが力を発揮できる まちを実現するために	1-1-1 市民主体のまちづくりの推進 1-1-2 協働のまちづくりの推進
	1-2 誰も取り残さない、多様性の ある社会を実現するために	1-2-1 人権と平和の尊重 1-2-2 多文化共生の推進 1-2-3 ジェンダー平等社会の推進
	1-3 市民のニーズに応え、持続 発展する自治体であるために	1-3-1 開かれた市政の推進 1-3-2 持続可能な自治体の経営 1-3-3 ※デジタル技術の活用に関する施策を新設
基本目標2 子どもが 健やかに 育つまち	2-1 子どもがのびのびと成長して いけるために	2-1-1 子どもの権利の尊重と参画の推進 2-1-2 子どもの育ちの支援
	2-2 健やかに子どもを産み 育てられるために	2-2-1 子育て支援の充実 2-2-2 幼児教育・保育の充実
	2-3 子どもが生きる力を 身につけられるために	2-3-1 学校教育の充実 2-3-2 学校と地域の連携による教育力の向上
基本目標3 笑顔で 心豊かに 暮らせるまち	3-1 人や地域とつながり、安心し て暮らし続けられるために	3-1-1 地域福祉の推進 3-1-2 高齢者福祉の充実 3-1-3 障害者福祉の充実 3-1-4 社会保障制度の運営
	3-2 いつまでも健康で元気に 暮らすために	3-2-1 健康づくりの推進 3-2-2 高齢者の社会活動や生きがいづくりの充実 3-2-3 障害者の社会参加の推進

基本目標	基本施策	施策
基本目標 4 環境に やさしい 持続可能な まち	4-1 身近に自然を感じ、 触れ合えるために	4-1-1 みどりの保全・活用
		4-1-2 みどりの空間の創出
	4-2 持続可能な環境に配慮した 社会を確立するために	4-2-1 ゼロカーボンシティの推進
		4-2-2 循環型社会の構築
		4-2-3 生活環境の維持
基本目標 5 安全・安心で 快適に 暮らせる まち	5-1 快適で魅力的な都市空間で 暮らすために	5-1-1 住みやすい住環境の整備
		5-1-2 体系的な道路網の整備
		5-1-3 人と環境にやさしい交通環境の整備
	5-2 安全・安心なまちづくりと暮ら しのために	5-2-1 災害や地域の危機に強いまちづくりの推進
		5-2-2 交通安全・防犯等の推進
基本目標 6 活気と魅力 あふれる まち	6-1 まちの産業が活力を発揮し 活躍するために	6-1-1 産業の振興
		6-1-2 起業・創業支援の充実
	6-2 地域性を活かして人が集う 魅力的なまちになるために	6-2-1 まちの魅力の創造
		6-3-1 生涯学習環境の充実と主体的な学びの支援
	6-3 多様な学びと文化・スポーツ が息づくために	6-3-2 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進
		6-3-3 文化芸術活動の振興

西東京市第3次総合計画 基本計画（案）

目 次

基本計画（総論）	2
1. 計画の位置づけ	3
2. 計画の期間	3
3. 人口と財政の見通し	4
(1) 人口の推移	4
(2) 財政フレーム	5
(3) 財政見通し	6
4. これまでの取組と評価	7
5. 今後のまちづくりに関する意見	8
(1) 市民意識調査・中学生まちづくりアンケート	8
(2) 市民参加	11
6. 計画を推進するために（案）	14
7. 基本計画の構成	15
8. 計画の読み方	15
基本計画（各論）	16
SDGs	92
西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略	93
健康都市プログラム	94
エリア（圏域）を基本とした地域づくりの推進	95

基本計画（総論）

1. 計画の位置づけ

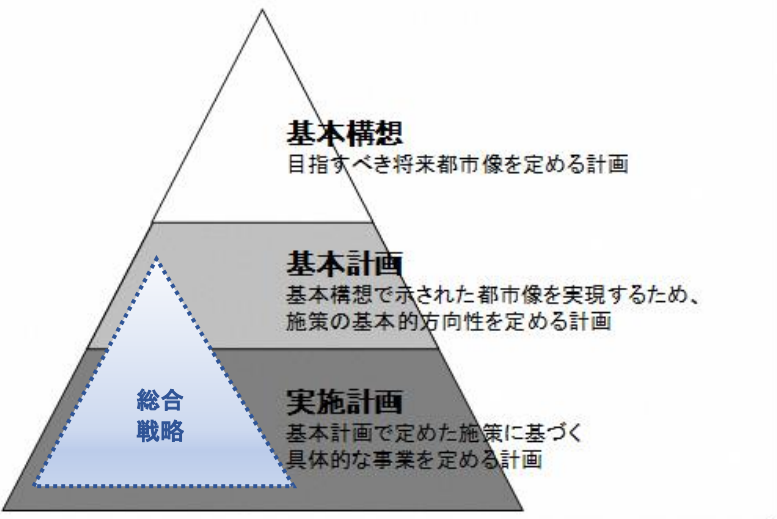
この基本計画は、基本構想で示した基本理念と基本目標を実現するため、施策の具体化・体系化を図り、各分野における現状と課題、目標や成果指標を示した上で、取組内容を明らかにするものです。

また、各行政分野における個別計画の整合性を図るための指針となるものです。

なお、本計画で示した施策体系に基づき、具体的な事業計画として、毎年度3ヵ年を期間とする実施計画を別に策定し、財政の裏付けをもって計画された事業を実行していきます。

基本構想、基本計画、実施計画の関係は次の図のようになります。

なお、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、平成28年3月に策定した「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけた基本目標を継承しつつ、新たにデジタル技術の活用に関する取組を追加し、その基本目標と本計画の施策との関係性を明確にすることにより、「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を内包した総合計画とします。



2. 計画の期間

基本計画の期間は、基本構想に基づき、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。なお、令和11（2029）年度からの後期5年間の開始にあたっては、社会経済情勢の変化や基本計画事業の実施状況、行政評価の結果、新たな市民ニーズなども踏まえて見直しを行うこととします。

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
基本構想	基本構想									
基本計画	基本計画									
実施計画	（3ヵ年を計画期間として毎年度策定）									

3. 人口と財政の見通し

(1) 人口の推移

令和 24 (2042) 年までの本市の人口は、「西東京市人口推計調査報告書」(令和 4 年 11 月)で推計しています。この推計調査は、修正コーホート要因法を用い、平成 29 (2017) 年度から令和 3 (2021) 年度の 5 年間における大規模住宅開発による転入の影響を除外した上で、今後の宅地化の動向を踏まえ、大規模住宅開発がなかった場合でも発生しうる社会動態(社会増)が、一定期間後、緩やかになると仮定しています。

調査報告書によれば、本市の人口は令和 9 (2027) 年までは微増傾向が続き、令和 9 (2027) 年に 205,877 人になった後、緩やかに減少し、この計画の目標年度(令和 15 (2033) 年度)における人口は、204,635 人になると想定されます。

年齢 3 区分ごとの傾向をみると、年少人口(0～14 歳)は、令和 4 (2022) 年の 25,109 人(12.2%)が、令和 15 (2033) 年には 22,037 人(10.7%)となる見込みです。生産年齢人口(15～64 歳)は、令和 4 (2022) 年の 130,907 人(63.6%)が、令和 15 (2033) 年には 128,192 人(62.6%)となる見込みです。老年人口(65 歳以上)は増加傾向にあり、令和 4 (2022) 年の 49,710 人(24.2%)が、令和 15 (2033) 年には 54,406 人(26.6%)となる見込みです。

グラフ作成中

（２）財政フレーム

【市の財政状況】

（※最新の財政状況に基づき作成予定）

【財政フレーム推計の考え方】

基本計画期間中（令和 6（2024）年度～令和 16（2033）年度）の財政フレームは、社会経済情勢の変化、国や東京都の行財政の動向、本市における財政収支の推移や指標、人口推計などを勘案して推計します。

また、毎年度策定する実施計画において、社会経済情勢や行財政制度の変化に応じた改定を行い、財政計画の実効性を確保していきます。

①歳入

（ア）市税

市税とは、個人・法人市民税、固定資産税、都市計画税などの税金です。

（イ）地方交付税

地方交付税とは、自治体間の財政力の格差を解消するために、一定の基準に基づいて国から交付されるもので、普通交付税と特別交付税があります。

（ウ）国庫支出金・都支出金

国庫支出金・都支出金とは、国と東京都からの補助金・負担金などです。

（エ）繰入金

繰入金とは、主に基金の取り崩し額です。基金の取り崩しについては、主要事務事業等の個別要因や歳入歳出の収支状況などを見込んで算出します。

（オ）市債

市債とは、建設事業などの財源となる借入金です。

②歳出

（ア）人件費

人件費とは、特別職や議員、会計年度任用職員の報酬、一般職の給料などです。

（イ）物件費・扶助費・補助費等

物件費とは、旅費、委託料、備品購入費などの経費です。

扶助費とは、生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいて被扶助者に対して支出する経費です。

補助費等とは、さまざまな団体などへの負担金や補助金などです。

(ウ) 公債費

公債費とは、市債の元金、利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

(エ) 繰出金

繰出金とは、主に一般会計から特別会計に繰り出すものです。

(オ) 投資的経費

投資的経費とは、道路、橋、学校などの建設や災害復旧に係る経費です。

(3) 財政見通し

基本計画期間中（令和 6（2024）年度～令和 16（2033）年度）の財政見通しは次のとおりです。

財政見通しのグラフ

※令和 6 年度の予算編成に合わせて作成

4. これまでの取組と評価

「西東京市第2次総合計画（基本構想・基本計画）」（平成26（2014）年3月策定）では、わたしたちの望み（基本理念）として「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を掲げ、その実現に向けたまちづくりを推進してきました。

また、平成31（2019）年3月には、前期5年間を総括し、社会経済情勢の変化や事業の実施状況、新たな市民ニーズなどを踏まえ、後期基本計画を策定しました。

第2次総合計画・後期計画に位置付けた施策について、成果指標の目標達成状況や市民意識調査（令和3年度実施）における施策ごとの満足度及び重要度の結果を踏まえ、令和4（2022）年度に総合的な評価（施策評価）を行いました。

<取組成果と市民による評価（第2次総合計画における具体的な取組成果）>

■みんなでつくるまちづくり

■創造性の育つまちづくり

■笑顔で暮らすまちづくり

■環境にやさしいまちづくり

■安全で快適に暮らすまちづくり

■活力と魅力あるまちづくり

※内容調整中

5. 今後のまちづくりに関する意見

本計画の策定にあたっては、より多様な立場の市民の方が計画策定に関われるよう、未来の西東京市の担い手となる子どもや若い世代、それぞれの活動分野での知識・経験を有する市民や市民活動団体など対象としたさまざまな市民参加の場を設けました。また、これまで市政や市民参加に関わりの無かった市民の方にもアプローチできるような工夫を行いました。さらに、市民参加の機会を通して、参加者が学びや気づきを得たるなど、まちづくりへの主体的な参加につながるきっかけとなるよう取り組みました。

(1) 市民意識調査・中学生まちづくりアンケート

本市のまちづくり全般について、市民の考えや意見を把握するために、以下の調査を実施しました。

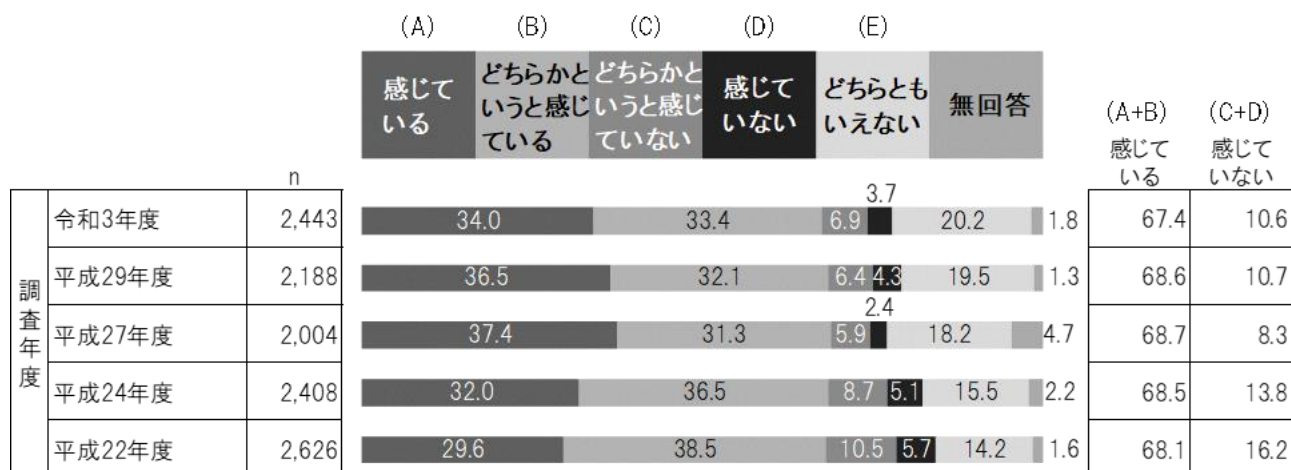
	調査対象	調査時期	回答数・回収率
市民意識調査	18歳以上の市民 5,000 人	令和3年11月	有効回答数：2,443 票 有効回収率：48.9%
中学生まちづくり アンケート	市内公立中学校（9校）に在籍する2年生 1,374 人	令和3年12月	有効回答数：1,218 票 有効回収率：88.6%

① 西東京市への愛着度

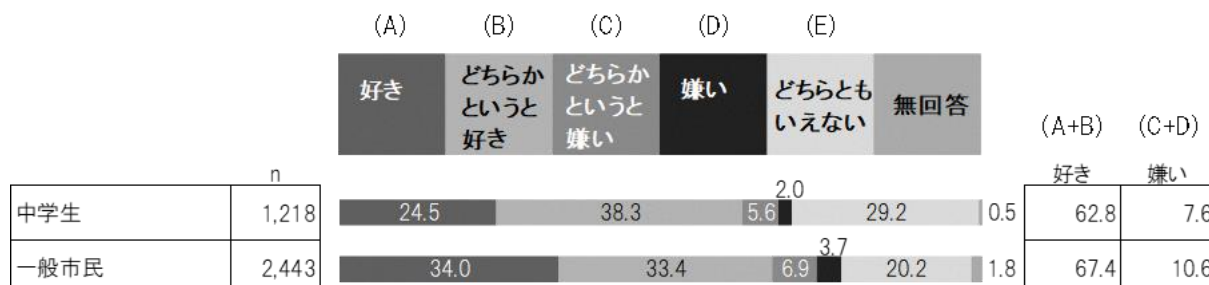
西東京市に愛着を『感じている』の割合は67.4%であり、これまで最も高かった平成27年度調査と比較して1.3ポイント減少しています。一方、愛着を『感じていない』の割合は10.6%であり、これまで最も低かった平成27年度調査と比較して2.3ポイント増加しています。

中学生では、西東京市を「好き」と「どちらかという好き」を合わせると62.8%が『好き』と回答しており、市民意識調査と比較すると、『好き（愛着を感じている）』と回答した人の割合は中学生が4.6ポイント下回っています。

<市民意識調査の経年比較>



<中学生まちづくりアンケートと市民意識調査との比較>

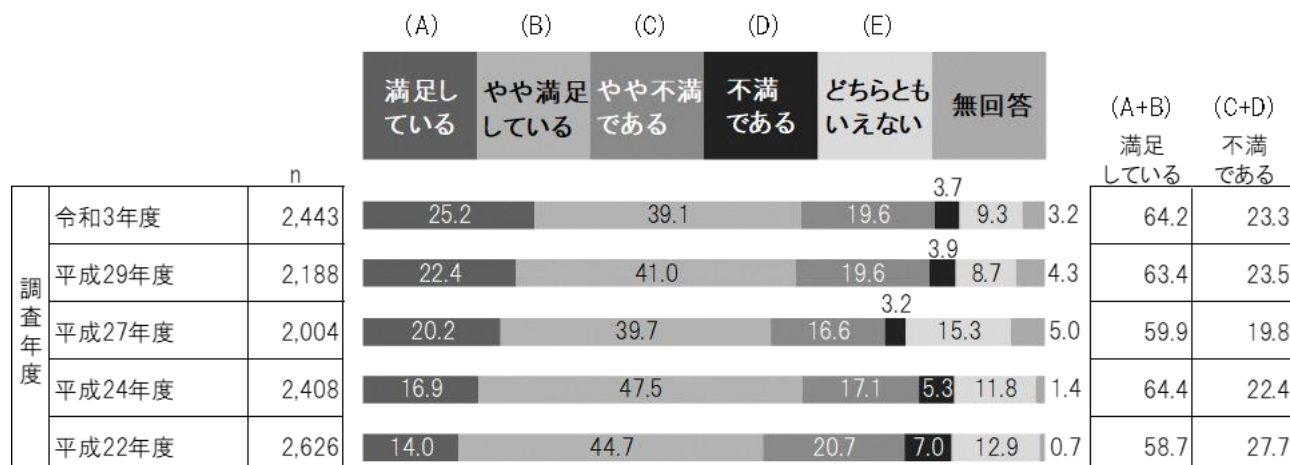


② 日ごろの住み心地

西東京市の日ごろの住み心地について『満足している』の割合は64.2%であり、これまで最も高かった平成24年度調査と比較して0.2ポイント減少していますが、「満足している」の割合は25.2%とこれまで最も高い結果となっています。

満足している理由としては、「買い物に便利である」最も多く、次いで、「まわりに緑や公園が多い」、「通勤・通学に便利である」が多くなっています。

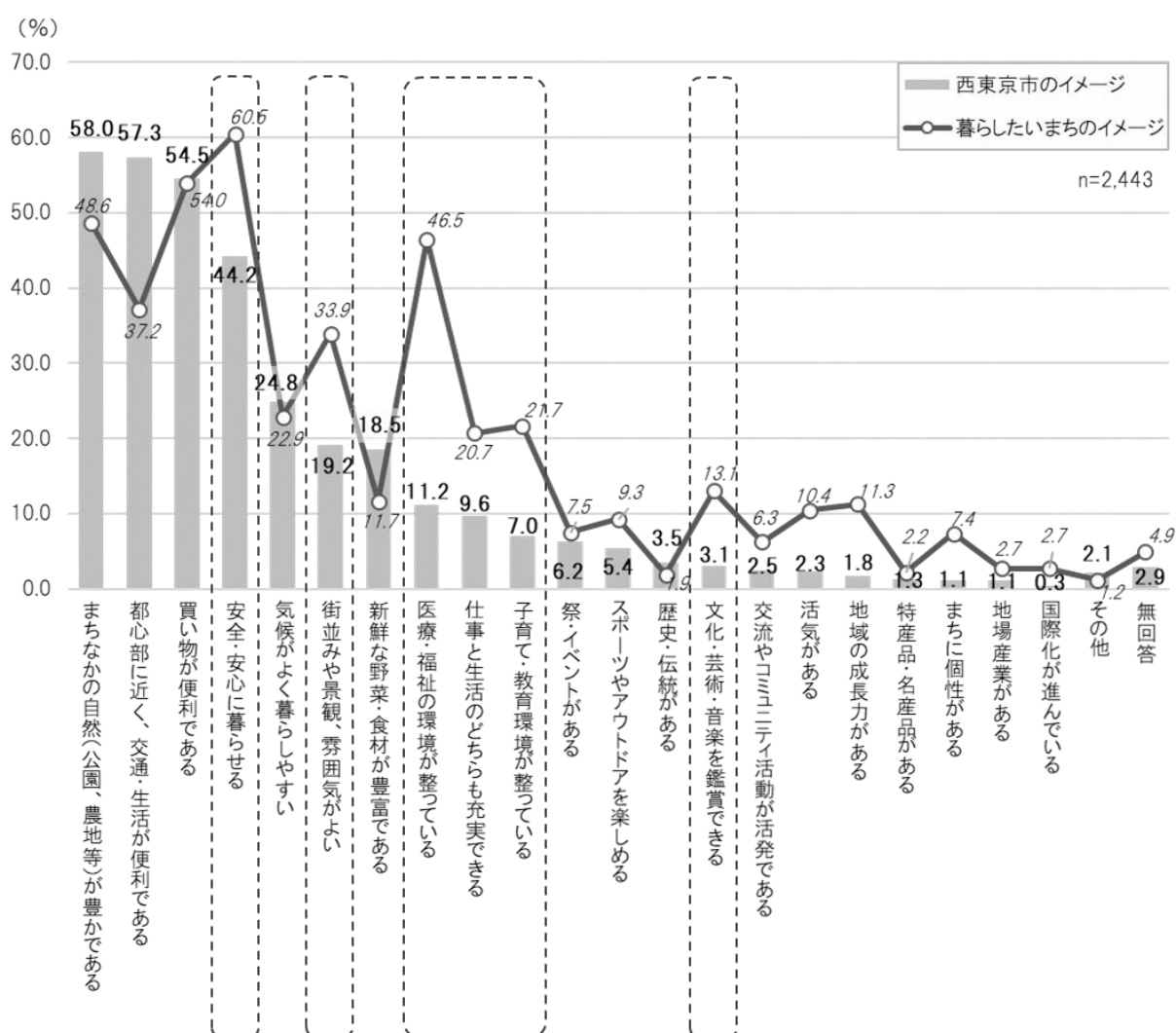
<市民意識調査の経年比較>



③ 西東京市の現在のイメージと暮らしたいまちのイメージ

現在の西東京市のイメージは、「まちなかの自然（公園、農地等）が豊かである」（58.0%）が最も多く、次いで「都心部に近く、交通・生活が便利である」（57.3%）、「買い物が便利である」（54.5%）となっています。一方、暮らしたいまちのイメージは、「安全・安心に暮らせる」（60.5%）が最も多く、次いで「買い物が便利である」（54.0%）、「まちなかの自然（公園、農地等）が豊かである」（48.6%）、「医療・福祉の環境が整っている」（46.5%）となっています。

西東京市の現在のイメージが暮らしたいまちのイメージを大きく下回っている項目は、「医療・福祉の環境が整っている」、「安全・安心に暮らせる」、「街並みや景観、雰囲気がい」、「子育て・教育環境が整っている」、「仕事と生活のどちらも充実できる」、「文化・芸術・音楽を鑑賞できる」となっています。



(2) 市民参加

各種の市民参加の取組を通して、「今後のまちづくり」や「西東京市が目指すべき姿」について、ご意見をいただきました。

① まちづくりシンポジウム

市民参加のキックオフイベントとして、令和4年7月2日（土）にコール田無にて、「西東京市のミライを語るシンポジウム～みんなで西東京市の可能性を見つけよう！～」を開催しました。

パネルディスカッションでは、市内でさまざまな活動をされている若い世代の方々に登壇いただき、若い世代がより活躍できるまちになるために必要なことや、西東京市がどんなまちになってほしいかなどをテーマに意見交換を行いました。

また、コロナ禍での開催を踏まえ、You Tube での当日ライブ配信を行うとともに、より多くの方に視聴いただけるようアーカイブ配信を実施しました。

② 市民ワークショップ

西東京市が目指すべき姿（将来像）やまちづくりの方向性、課題解決に向けた取組アイデアなどについての市民意見を把握するため、幅広い世代を対象に「西東京市のミライを考える『まちづくりワークショップ』」を開催しました。より多くの方に参加していただけるよう、2日間のプログラムを対面形式（令和4年8月実施）とオンライン形式（令和4年9月）の2回実施し、延べ約70名の方が参加し、意見交換を行いました。

③ 子どもワークショップ

次世代を担う小学5・6年生、中学生を対象に、SDGs を学びながら西東京市への関心を深めてもらうとともに、市が目指すべき姿（将来像）やまちづくりにとって重要なテーマについて、子どもの目線からの意見を把握するために「子どもワークショップ『西東京市のミライを考えよう！』」を実施しました。

1日目（令和4年7月実施）は、いこいの森公園にて SDGs ディスカバーウォーク（まち歩き）と西東京市クイズを通じて、西東京市や SDGs について学びました。また、2日目（令和4年8月実施）は、旗上げアンケートとグループワークを通じて、西東京市の将来の姿を考え、それぞれの思いを発表しました。

④ 企業・団体等ヒアリング

市内において各分野で活動する企業・団体等を対象に、現状と課題の共有、今後の方向性や取組アイデアについての意見交換を行うために、令和4年2月から3月にかけてグループヒアリングを行いました。

ヒアリングには42団体が参加したほか、アンケートには18団体から回答をいただきました。（計60団体）

【今後のまちづくりに関する主な意見】

	取組	主な意見
みんなでつくるまち	市民意識調査	・市民が地域に参加する仕組みを目指してほしい。 ・マイノリティや外国籍など、全ての市民が暮らしやすい社会を望む。 ・市政に関する情報をもっと若者の目につく方法で発信してほしい。 ・財政基盤を強くすることが、居住を選択する際の指標になる。将来の見通しを厳しく立て、市民も痛みを行政とともに共有すべき。
	中学生まちづくりアンケート	・市民全員が協力しあえる、活気にあふれたまちになってほしい。 ・差別のない西東京市になってほしい。 ・最先端の技術を取り入れる市になってほしい。
	まちづくりシンポジウム	・市民主体のまちづくりの仕組みをつくるためには、地域にしっかりとしたコミュニティを再構築することが必要。 ・多世代がまちづくりに関わっていくためには、単に楽しむイベントがあるだけでなく、しかけが必要。
	市民ワークショップ	・市民活動や地域コミュニティの拠点となる複合的な拠点があると良い。 ・子どものころから市民活動に触れていくことが必要。 ・まちづくりに関わる人を増やすためには、気軽に立ち寄れることやおしゃれであることが重要。
	子どもワークショップ	・住んでいて楽しいと思えるために、まちの中で差別が起こることないまちにしたい。
	企業・団体等ヒアリング	・日頃からの近所づきあいによる、お互いに助け合う地域づくりが重要。 ・将来を担う若い世代や中高生を対象とした意見集約が必要。
子どもが健やかに育つまち	市民意識調査	・働きながら子どもを産んで育てていくことができるまちを望む。 ・教育の充実、人間形成を大切に行ってほしい。 ・子どもたちが安心して暮らせる環境が必要。 ・小中学生だけでなく、地域の中で孤立しやすい大学生の居場所が必要。
	中学生まちづくりアンケート	・子どもでも西東京市で過ごしたいと思えるようなまちになってほしい。 ・大型ショッピングモールや映画館など、友達と遊んだり過ごしたりできる場所がほしい。
	まちづくりシンポジウム	・子どもが子ども時代に「楽しかった」と思うことが、その後の人生の豊かさにつながる。 ・あらゆることの基盤を成すのは教育であり、教育環境づくりが重要。
	市民ワークショップ	・子どもがSOSを出せて、それを受け取れる場所や仕組みが必要。 ・子どもが駄菓子屋などで買い物などの社会体験ができる場所が必要。 ・学校を拠点とした居場所づくりが必要。
	企業・団体等ヒアリング	・不登校や引きこもりの児童生徒への支援充実が必要。 ・困窮する子どもを支援につなげる仕組みが必要。
笑顔で心豊かに暮らせるまち	市民意識調査	・高齢者（特に男性）の地域でのコミュニティの場所を多くしてほしい。 ・障害者にやさしいまちづくりを期待する。 ・地域医療体制の充実に力を入れてほしい。
	中学生まちづくりアンケート	・障害者も住みやすい、バリアフリーなまち。 ・誰もが「すごい！」というユニバーサルデザインの多いまち。
	まちづくりシンポジウム	・みんながいきいきと楽しめるまち。 ・若い世代も60歳以上も、多層的に躍進するまち。 ・運動の機会を増やし、健康寿命を伸ばすことが重要。
	市民ワークショップ	・高齢者や障害者の垣根を越えた交流の場が増えると良い。 ・移動が不自由な方の移動支援が必要。
	子どもワークショップ	・どの世代でもつながりを大切にしたい。
	企業・団体等ヒアリング	・地域福祉活動の担い手の発掘と育成、社会福祉事業に携わる人材の確保が特に重要。

	取組	主な意見
環境にやさしい持続可能なまち	市民意識調査	・将来に向けて、自然に近い環境で生活できることは西東京市の大きな強みだと思う。 ・屋敷林や農地などの緑を残していく方策をとってほしい。
	中学生まちづくりアンケート	・自然にも人にもやさしいまち、自然と共存できるエコなまちになってほしい。 ・ボールを使える公園や緑あふれる広場など、子どもがのびのびと過ごせる場所がほしい。
	市民ワークショップ	・農地を守る仕組みづくりや、後継者のいない農地を新規就農につなげる仕組みが必要。 ・財政状況を踏まえた公園の活用や維持管理への市民参加の促進が必要。
	子どもワークショップ	・自然が豊かなまち。 ・都市の発展と農業が共存し、バランスがとれたまち。
	企業・団体等ヒアリング	・子どもが自然や緑に親しめるような教育活動が必要。 ・連携して地球温暖化を抑制する活動に取り組むことが必要。
安全・安心で快適に暮らせるまち	市民意識調査	・街並み、景観整備及び快適な駅周辺の整備を進めてほしい。 ・誰もが歩きやすく運転しやすい道路整備を進めてほしい。 ・地域に空き家が増えつつあり、老朽化する前に早めに対策してほしい。
	中学生まちづくりアンケート	・公園や自然が多いところは残して、駅の周りや公共施設を发展させてほしい。 ・道が広く、自転車や歩行者が安全に歩けるまちになってほしい。
	まちづくりシンポジウム	・「安心・安全なまち」をイメージしたとき、防災への取組は不可欠。 ・ベッドタウンとして帰ってきたいまち。
	市民ワークショップ	・はなバスの運行本数や運行エリアの見直しが必要。 ・防災クイズやカルタなどを通して、防災意識を高めることが必要。
	子どもワークショップ	・どの世代にとっても移動手段が豊富で、市内で楽しく過ごせることが重要。
	企業・団体等ヒアリング	・災害時に備え、平時における関係づくりが重要。 ・外国人のための災害発生時の対応・支援策が必要。
活力と魅力あふれるまち	市民意識調査	・農業を継続したいと思う人が増えるよう、きめ細やかな支援が必要。 ・人が集まり活気あるまちにすることで、さまざまな波及効果があると思う。 ・図書館は、あらゆる世代において学びの場であり、利用しやすい施設にしてほしい。 ・市の歴史を見直し、保存し、観光資源として活用する取組が必要。
	中学生まちづくりアンケート	・まちの特産物や名所がもっと増えてほしい。 ・商店街がもっと栄えてほしい。 ・地域の人が一丸となって、地域の行事や祭りに取り組むまち。 ・子どもたちがスポーツをできるように、公園やスポーツ施設を増やしてほしい。
	まちづくりシンポジウム	・コロナ禍の2年半の産業・商業の停滞を盛り返していけるような活動のあるまち。
	市民ワークショップ	・小中学生が市内企業を知ることができる機会づくりが必要。 ・「女性が活躍できるまち」を西東京の特徴としてアピールする。 ・文化・芸術を身近に感じられるよう、屋外型アートフェアや市民参加のアートプロジェクトを実施したい。
	子どもワークショップ	・歴史を大切にすまち。 ・まず自分たちがまちの良さに気づき、それを周りの人に知ってもらうことが重要。
	企業・団体等ヒアリング	・駅を活かして商店街を活性化してほしい。 ・地域人材を見える化できるシステムや場があると良い。

6. 計画を推進するために（案）

基本計画に位置付けた各施策や主要事務事業を推進するに当たり、次の6つを基本的な考え方として取り組みます。

■市民とともにつくるまちづくりの推進

■行財政改革と分野横断的な取組の推進

■エリア（圏域）を基本とした地域づくりの推進

■SDGs（持続可能な開発目標）を意識した取組の推進

⇒p. ● SDGs

■デジタル技術を活用した、誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現

⇒p. ● 西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略

■「健康」応援都市の実現に向けた取組の加速化

⇒p. ● 健康都市プログラム

※内容調整中

7. 基本計画の構成

※内容調整中

8. 計画の読み方

※内容調整中

基本計画（各論）

施策 1-1-1 市民主体のまちづくりの推進

【施策目標】

地域の絆を大切にするとともに、市民の活動の場や機会を充実させることで、市民が主体的にいきいきとまちづくりに関われるまちを目指します。

【現状と課題】

- 全国的に地域のつながりが希薄化してきており、防災・防犯や高齢者の支援、子どもの見守りなどさまざまな問題が表面化しています。
- 地域協力ネットワークは市内4圏域で設立されており、今後は、ネットワーク内における連携体制を強化し、地域イベントの開催、防犯・防災活動、地域コミュニティの担い手の発掘や育成、多世代交流の促進などの取組を充実させ、市民が主体的に係わることのできるまちづくりを進めていく必要があります。
- 地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会をはじめ、そのほか地域コミュニティに関わるさまざまな組織の加入促進、充実を図ることで、地域コミュニティの活性化・再編に向けた取組を充実させる必要があります。
- 市では、行政サービスによるエリア（圏域）の再構築の検討や「学校を核とした地域づくり」等の地域コミュニティに関するさまざまな施策を進めています。地域協力ネットワークの充実とあわせて、育成会やおやじの会といったテーマ型コミュニティの活性化やコミュニティ同士の連携が求められています。

【関連する個別計画等】

- 地域コミュニティ基本方針
- 地域福祉計画
- 文化芸術振興計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 地域コミュニティの強化

市民への情報提供や意識啓発などにより、地域コミュニティへの加入促進・活性化・充実に図るとともに新たなコミュニティの形成に向けた支援を行います。また、地縁型コミュニティやテーマ型コミュニティをつなげるコーディネート機能を強化し、地域を担う組織や団体との連携・協力体制づくりを進めます。

② ボランティア・市民活動の推進

西東京ボランティア・市民活動センターなどと連携し、ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要としている人をつなぐとともに、ボランティア活動に関する情報提供や支援を行います。また、地域の活動に次世代を担う子どもたちの参加機会を設け、ボランティア・市民活動を推進します。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 1-1-2 協働のまちづくりの推進

【施策目標】

市民参加や協働の機会を拡充することにより、市民や団体と行政がそれぞれの長所を活かしながら、ともに課題解決に向けて取り組むまちを目指します。

【現状と課題】

- わたしたちの地域社会を取り巻く環境は、大きく変化しており、地域課題も複雑化しています。地域の課題を解決するために、行政と専門性ある多様な主体がともに公共の担い手として協働することが求められています。
- 市民参加と協働のまちづくりをより一層推進するためには、地域活動やまちづくりを担うボランティア・市民活動団体、NPOなどが自立した活動を行えるよう、支援・育成に取り組む必要があります。
- 本市が目指すまちづくりにつながる企業・大学等の活動を、行政が積極的に促すとともに、活動主体との連携や、市内で展開される多様なまちづくり活動をコーディネートできるような体制の整備が重要です。
- 今後は、市民活動や企業 CSR 活動に加えて、ソーシャルビジネス等も含めた地域の多様な主体による問題解決の仕組みづくりを支援していく必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・市民と行政の協働に関する基本方針

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 協働のまちづくりを実践する市職員の育成

地域が抱える課題を市民と共有し、課題解決や目標実現に向けて、市民とともに主体的に取り組める市職員の育成を図ります。また、協働のまちづくりに関わるコーディネート能力の向上のための取組を進めます。

② 地域の多様な主体との連携・協働によるまちづくりの推進

政策形成過程において、多様な立場の市民の意見を的確に取り入れるために、西東京市市民参加条例に基づき、審議会などにおける市民公募枠の確保やさまざまな世代を対象とした市民ワークショップの実施など、市民が参画できる機会の充実を図ります。

また、大学などとの相互協力事業を行うなど、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、大学が連携したまちづくりに取り組みます。

③ 協働の仕組みづくりの充実

西東京ボランティア・市民活動センターや市民協働推進センター「ゆめこらぼ」を拠点として、関係機関等との連携を図りながら、協働を円滑に進めるために必要な情報提供や支援の仕組みづくりに取り組みます。また、新たな活動の担い手の育成や市民活動のより一層の活性化を図ります。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 1-2-1 人権と平和の尊重

【施策目標】

人権や平和に対する意識を醸成することにより、人権が尊重され、平和を尊ぶ社会を目指します。

【現状と課題】

- 子どものころから人権を理解し、すべての人が人権尊重意識を高められるようにすることを基本とし、関係機関との連携を図りながら、啓発活動を進めるとともに、多様化する人権問題に対応するための体制を充実させることが必要です。
- 東京都パートナーシップ宣誓制度（令和4年11月制定）を受け、多様な性に関する市民の理解を推進するとともに、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげることが必要です。
- 平和事業については、戦争体験者の高齢化などにより、その体験を次世代に継承する人材が減少していることから、特に若い世代への継承に力を入れる必要があります。
- 軍事侵攻などにより、平和への関心が高まっており、過去の出来事を継承するだけでなく、自分事として考えられる若者を育てることが求められています。

【関連する個別計画等】

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 人権尊重意識の醸成

子どものころから人権を理解し、人権尊重意識を高められるよう、学校をはじめとしてさまざまな機会や場を通じて、成長過程に応じた人権啓発活動を進めます。また、多様化する人権問題への対応や啓発活動の充実を進めるとともに、当事者が問題解決に向けて行動できるよう、相談体制等の充実を図ります。

② 平和意識の醸成

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現を目指し、「非核・平和都市宣言」に基づき、平和に関する啓発活動や学習活動を進めます。また、「西東京市平和の日」などを通じて、戦争体験を風化させないように次世代に継承する取組や、若い世代が平和について考える機会を設け、平和の意義を考えていく啓発活動を進めます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 1-2-2 多文化共生の推進

【施策目標】

国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、外国人も地域社会の一員として、対等な関係を築きながら、共に支えあう多文化共生社会の実現を目指します。

【現状と課題】

- 市内には中国、韓国、フィリピン、ベトナムのほか、約 70 の国籍の約 5,000 人の外国人住民が在住しています（令和 4 年 4 月 1 日時点）。
- 外国人住民も地域社会の一員として、不安なく生活できるよう、サポート体制の充実に努めるとともに、地域において共に生活することを主眼に置いていた従来の多文化共生の考え方を発展させ、外国人と日本人が共にまちの発展に向けて参加・活躍する考え方の多文化共生社会の実現を目指します。
- 学校教育における国際理解や地域交流の促進、市民活動団体などとの協働による支援事業の展開を進めることが重要です。

【関連する個別計画等】

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 多文化への理解促進

外国人住民が地域に共に暮らす住民としてお互いの文化的違いを認め合い、外国人と日本人が共にまちの発展に向けて参加・活躍できる機会を充実させます。また、学校教育においてもコミュニケーションや国際理解のための教育を進めます。

② 外国人住民へのサービス向上の支援

「やさしい日本語」や多言語化によって、正確な情報を分かりやすく届けるとともに、多角的な媒体の活用によって、アクセスしやすい情報提供（情報発信）の体制づくりを進めます。また、専門性の高い人材の育成やボランティアネットワークの構築などにより、サポート体制の充実を図ります。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 1-2-3 ジェンダー平等社会の推進

【施策目標】

誰もが性別等にとらわれず、一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会を目指します。

【現状と課題】

- 「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月策定）では、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人の性別に偏りがないような社会となることを目指すとしています。
- そのため、働き方改革や女性の活躍推進、多様な価値観などに対応したきめ細かな事業の充実が必要です。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、男女平等推進センター「パリティ」の相談業務の充実を図るとともに、市民、市民活動団体、NPO、企業などとの連携による理解促進に向けた取組が必要です。
- 女性は日常生活または社会生活を営むにあたり女性であることによりさまざまな困難な問題に直面することが多いことから、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月施行）が制定されました。
- 女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目指し、それぞれの意思が尊重されながら、最適な支援を受けられるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備するとともに、早期から切れ目ない支援を行っていく必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画
- ・女性の職業生活における活躍推進計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① ジェンダー平等の取組の推進

男女平等参画推進計画・女性の職業生活における活躍推進計画に基づき、男女平等推進センター「パリテ」を拠点として、講座の開催や交流機会の拡大、ジェンダー平等についての情報提供を進めます。

② 相談機能の充実

配偶者暴力対策基本計画に基づき、女性を取り巻く多様な問題に対応するための相談体制の強化を図るとともに、誰もが個人として尊重しあえる意識を醸成するための啓発活動を進めます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 1-3-1 開かれた市政の推進

【施策目標】

多様な情報発信・交流と行政手続のオンライン化の推進により、市政を身近に感じることができ、市民にとって利便性の高いサービスを提供できる自治体を目指します。

【現状と課題】

- 市報の政策広報としての役割の強化、SNSや誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの情報媒体の活用等、すべての市民が必要な時に必要な情報を得られるとともに、市民と行政のコミュニケーションの向上に資する情報発信・交流の仕組みづくりが必要です。
- 情報リテラシー及び情報セキュリティの向上、業務継続の観点を踏まえた情報化の取組など、行政サービスの提供や業務における情報活用を支える基盤を強化し、情報化施策をさらに進めるための仕組みを構築することが重要です。
- 急速な情報通信技術（ICT）の進展に対応し、さまざまな媒体を活用して市政情報を発信する必要性が高まっています。また、国のDX推進の動きを踏まえ、本市においてもオープンデータや行政サービスにおけるデジタル化を推進する必要があります。
- 国の「デジタル田園都市国家構想」に基づき、デジタル化を進める一方で、デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない高齢者等に対するデジタルデバйд対策に取り組む必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・地域情報化方針

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組み内容】（※デジタル技術の活用に関する取組は、施策 1-3-3 に組み換え予定）

① 広報の充実

従来の広報西東京、ホームページ、コミュニティラジオ、CATV などによる情報発信に加え、情報通信技術（ICT）の発達により広く浸透しているソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などを活用し、情報発信に努めます。

② 暮らしの相談の充実

多様化したさまざまな問題の解決に向けて、糸口を探すための市民相談や専門相談などの暮らしの相談機能を充実させるとともに、わかりやすい情報の提供を進めます。

③ 積極的な情報公開の推進

行政資料について、積極的な情報公開を進めていくとともに、行政資料の地域・歴史資料としての役割を踏まえ、市民が利用しやすい情報提供を実施するよう努めます。公文書の開示についても、制度の趣旨を踏まえ、適切かつ迅速な公開に努めます。

④ 行政手続のオンライン化の推進

市民の利便性の向上のため、行政情報やオープンデータなどの提供の充実を図るとともに、マイナンバーカードの普及促進や行政手続のオンライン化を進めます。あわせて、デジタル活用に不安のある人への支援として、デジタルデバйд対策に取り組みます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 1-3-2 持続可能な自治体の経営

【施策目標】

人口減少・少子高齢化の更なる進行などを背景とした社会動向等の変化や突発的な事態へ柔軟に対応できる組織づくりを進めるとともに、行財政改革を推進し、将来にわたって安定的に行政サービスを提供できる持続可能な自治体経営を目指します。

【現状と課題】

- 財源や職員など自治体経営に必要な行政資源に限りがある一方、多様化・複雑化する行政需要に将来にわたって対応するため、持続可能で自立的な行財政運営の確立に向けて、更なる行財政改革が求められており、毎年度「アクションプラン」を策定し、取組の見える化を図っています。
- 将来的な人口構造の変化を適切に踏まえ、市民にとって身近な全世代型の相談機能の充実を見据えて、総合的・長期的な視点から、公共施設の適正配置・有効活用や老朽化対策を戦略的に推進するとともに、庁舎統合に向けた検討を進める必要があります。
- 将来にわたり安定的な行政サービスを維持するため、公会計制度の活用や民間活力の導入、ファシリティマネジメントの視点による自治体経営を推進するとともに、行政課題に対応しうる人材の確保と育成に取り組む必要があります。
- 将来にわたり安定的な行政サービスを維持・向上するため、情報システムの標準化・共通化をはじめとしたDXの推進などに伴う業務改革、民間活力の活用などを進めるとともに、時代の変化に対応した行財政改革が求められます。

【関連する個別計画等】

- ・公共施設等総合管理計画
- ・行財政改革大綱
- ・人材育成基本方針
- ・地域情報化方針

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】（※デジタル技術の活用に関する取組は、施策 1-3-3 に組み換え予定）

① 行財政改革の推進

経営の発想に基づいた将来への備え、選択と集中による適正な行政資源の配分、効果的なサービス提供の仕組みづくりなどに積極的に取り組みます。また、施策や事務事業の実施状況を定期的に評価・検証し、見直しするための行政評価制度の運用を継続して実施します。

② 行政課題に対応しうる人材の確保と育成

多様化・複雑化する行政課題に対応しうる人材の確保と、職員の計画的な育成を進めます。また、職員が能力を発揮できる職場環境の整備にも取り組みます。

③ 広域行政の推進

幹線道路、河川、ごみ処理、道路と鉄道の立体交差事業など、広域的に対応すべき課題について、国、東京都、関連自治体との連携を強化し、取り組みます。また、広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策については、多摩六都科学館組合などの一部事務組合や多摩北部都市広域行政圏協議会による事業を進めます。

④ 庁内のデジタル化の推進

地域情報化方針に基づき、市政のあらゆる分野におけるデジタル化やデジタル人材の育成を進めます。また、個人情報などを大量に保有する市の情報資産の管理を厳重に行うとともに、その情報を扱う市職員に対する情報セキュリティ教育の徹底を図ります。

⑤ 公共施設の量と質の適正化

庁舎の統合整備に向けた取組の検討を進めるとともに、公共施設の老朽化や必要なサービス機能等を踏まえ、公共施設の量と質の適正化を図ります。また、行政サービス等を維持しつつ、公共施設を効率的に運営していくために、民間活力の活用推進やファシリティマネジメントに基づく運営などに取り組みます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 1-3-3 （※デジタル田園都市国家構想に基づく、デジタル技術 の活用に関する施策を新設予定）

デジタル田園都市国家構想に基づき、行政サービスや庁内の業務効率化に向けたデジタル技術の活用に関する取組を記載予定

施策 2-1-1 子どもの権利の尊重と参画の推進

【施策目標】

子どもたちの多様な体験・交流や社会参加を促すことにより、人間としての尊厳を持って自分らしく生きていく自己を形成していくことができる環境を整えます。

【現状と課題】

- 本市では、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、西東京市全体で子どもの育ちを支えていくことを目的に「西東京市子ども条例」を制定しました。
- 子どもは一人の人間であり、人格をもった権利の主体として尊重され人権が守られるよう、子どもの尊厳や参加を大切するまちの実現が求められています。
- 未来の担い手である子どもが、豊かな人間関係の中でさまざまな体験や学習を通して主体性や社会性を育むことができるよう、家庭や学校以外の場として、安全・安心に過ごせる場所や機会を確保していくとともに、子ども・若者の社会参加の促進や、子どもや若者の育ち・自立を地域社会全体で見守り支える体制の一層の強化が必要です。
- 「こども基本法」（令和5年4月施行予定）では、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども政策を総合的に推進することが示されています。また、子ども施策の策定・実施・評価にあたっては、子どもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取することが求められています。

【関連する個別計画等】

- ・子育て・子育てワイワイプラン

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 子どもの権利が守られる社会の構築

子どもの人権侵害の防止に努めます。また、学校、関係機関、地域などとの連携を強め、深刻な事態の発生を未然に防止するための取組を進めます。

② 子どもが安心して過ごし、育ち学べる場所の確保

子どもたちの居場所、さまざまな体験できる機会、世代を超えた交流機会の確保に引き続き取り組みます。また、学校・家庭・地域が連携することで子どもたちの地域社会への参画意欲を促し、子どもたちが自ら考えて行動し、成長していく環境を整えます。

③ 子どもの自立支援や社会参加の推進

子どもが、自立した個人として、ひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されることが必要です。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 2-1-2 子どもの育ちの支援

【施策目標】

子どもが気軽に相談できる場や見えづらい困難を早期に気づける体制を整えることにより、全ての子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができ、誰も取り残されないまちを目指します。

【現状と課題】

- 国では、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするために、「こども家庭庁」を創設しました。
- 子どもの人権侵害の防止に努めます。また、学校、関係機関、地域などとの連携を強め、深刻な事態の発生を未然に防止するための取組を進めます。
- 国による「こども家庭庁」の創設に伴い、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が一本化された「こども家庭センター」の創設の検討が必要です。

【関連する個別計画等】

- ・子育て・子育てワイワイプラン

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 子どもが健やかに育つ環境づくり

支援が必要な子どもが、家庭や学校とは異なる第三の居場所で、心身ともに健康に成長し、社会的自立に向けた学習を含めたさまざまな支援を受けられる環境づくりに努めます。

② 悩みを抱える子どもが相談できる体制の充実

いじめや虐待など、人には言いにくい悩みを抱える子どもが、自分自身で相談できる体制づくりに努めます。また、そうした状態にある子どもを早期に発見できるよう、相談体制の充実を図ります。

③ 子どもの最善の利益の実現

子どもの支援を担う機関が、一人ひとりの子どもにとっての最善の利益を見立て、それを実現するための専門性を強化し、支援体制の充実を図ります。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 2-2-1 子育て支援の充実

【施策目標】

妊娠期からの継続的な支援や家庭の状況に応じた伴走型の相談体制を充実することにより、子どもを安心して産み、健やかに育てられるまちを目指します。

【現状と課題】

- 近年、ライフスタイルや生活への意識が変化する中、少子化や核家族化が進み、家庭における子育てに対する不安、育児困難等が問題となっています。このことから、育児支援の充実の必要性が高まっています。
- 子どもの発達に関しての関心や意識の高まりとともに、発達が気になる児童への支援の必要性は増加傾向にあります。さらに、障害の種類や程度が多様化する傾向も見られることから、児童とその家族への包括的な支援の充実が求められています。
- 子育て支援機能を充実するとともに、子どもの成長過程や発達の課題に見合った切れ目ない支援が受けられるよう、子どもの居場所の確保や包括的な支援体制の構築に向けた検討が必要です。
- 子育てグループや地域の自主サークルなどへの支援を通して、楽しみながら子育てができる環境づくりを進めるとともに、住環境や公園等の整備、市のプロモーション等の取組と連携しながら、全ての子育て世代がいきいきと住み続けられるまちづくり・子育て支援の取組を展開する必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・子育て・子育てワイワイプラン

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 子育て家庭の状況に応じた伴走型支援体制の構築

産後ケアやレスパイトケア等をはじめとする、子育て期に休息を必要とする子育て家庭や、サポート不足、経験不足等により予期せぬ妊娠等、支援の必要性の高い妊産婦に対して、必要な支援機関へとつなぐ体制を構築することにより、孤立化を防ぎ、虐待等の重篤事案の防止を図ります。

② 妊娠期から子育て期にわたる包括的かつ継続的な支援

妊娠・出産・子育てに困り感を抱える家庭や保護者に対して、継続的な支援を行います。また、育児手技等や子どもの発育・発達についての知識が不十分なまま子育て期を迎えることのないよう、教育・支援機会の充実を図ります。

③ 地域における児童の発達支援の充実

加速度的に高まっている子どもの発達に関するニーズに対応するため、庁内及び地域との連携を進め、子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援の提供に努めます。また、児童発達支援センターひいらぎが中核的な役割を担う機関として、関係機関との連携の中で発達を支援していきます。

④ 子育て支援団体などへの支援及び連携

子育て家庭の孤立化を防ぎ、育児不安の解消などに取り組む子育てグループや NPO などの子育て支援団体に対して、その主体性を尊重しつつ、相談、アドバイス、情報発信に努めるとともに、活動しやすい環境づくりを推進します。また、子育てに悩む保護者を子育て支援団体につなぎます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 2-2-2 幼児教育・保育の充実

【施策目標】

多様な保育ニーズへの対応や子どもの状況に応じた支援を行うことにより、安心して子育てができるまちを目指します。

【現状と課題】

- 働き方やライフスタイルの多様化に伴い、保育ニーズが多様化しています。
- 子育て支援機能を充実するとともに、子どもの成長過程や各家庭のニーズに応じて適切にサービス等を利用できるよう、子どもの居場所の確保や包括的な支援体制の構築に向けた検討が必要です。
- 障害児や医療的ケア児が保育園等を利用できるよう、また、支える家族が困難な状況に陥る前に一時的な休息（レスパイト）ができるよう、受け入れ体制の強化が必要です。
- 地域全体の保育の質を確保するため、保育者側のメンタルケアのための取組が求められています。
- 子育てグループや地域の自主サークルなどへの支援を通して、楽しみながら子育てができる環境づくりを進めるとともに、住環境や公園等の整備、市のプロモーション等の取組と連携しながら、全ての子育て世代がいきいきと住み続けられるまちづくり・子育て支援の取組を展開する必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・子育て・子育てワイワイプラン

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取り組み内容】

① 多様な保育ニーズへの対応

核家族化の進行、働く女性の増加、働き方の多様化などに伴い、変化する子育て家庭のニーズを的確にとらえ、多様な保育サービスの提供に努め、子育てしやすい環境づくりに取り組めます。

② 保育環境の充実

保育サービスの質を向上し、安全で安心な保育環境を提供するため、必要に応じて保育園施設の改修に取り組めます。

③ 待機児童への対応

今後も将来人口を勘案しつつ、民間事業者などと協力し、新たな保育ニーズへの対応など、引き続き待機児童対策に取り組めます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 2-3-1 学校教育の充実

【施策目標】

児童生徒の個性を大切にする教育の充実や教育環境の向上により、一人ひとりが輝き、生きる力を育む、活力のある学校を目指します。

【現状と課題】

- 市立小・中学校の多くは築 50 年を超えており、順次、校舎等の建替えや大規模改造による長寿命化を進めています。今後一斉に更新時期を迎える学校施設について、今後の人口減少や学校に求められる多面的な機能への対応などを踏まえ、引き続き、計画的かつ効率的な整備を進めていくことが必要です。
- 「子どもがど真ん中のまちづくり」を実現するため、地域における多様な人々と協働し、地域全体で子どもの育ちを支える必要があり、児童・生徒の安全面を考慮しつつ、地域とともにある開かれた学校づくりを進めていく必要があります。
- 小学校における 35 人学級編成に伴う対応、GIGA スクール構想の進展に伴う学びのあり方の変化、学校の持つ多面的な役割の再認識などにより、これからの教育を取り巻く環境が大きく変化しており、変化に応じた教育内容や教育環境の充実が必要です。
- 今後も引き続き、教育の質の向上とともに、地域と一体となって子どもたちを育む環境や学校施設を整備し、活力ある学校づくりを進めていくことが求められています。

【関連する個別計画等】

- ・教育計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 主体的に学ぶ力を育む学習内容の充実

特色ある学校づくりや社会環境の変化に対応したカリキュラムの実施を進めるため、公開授業や研究指定校制度の積極的な活用により教育力の向上を図ります。

② 学校教育環境の向上

市立小・中学校の施設の多くが順次更新時期を迎えているため、今後も計画的な建替えや改修などの対応を進めます。また、将来人口等を勘案しながら適正規模・適正配置の検討を踏まえた取組を進めます。

③ 個に応じた教育の充実

特別な支援が必要な児童・生徒の個別の教育的ニーズにあわせ、子どもの発達に応じた適切な教育を推進します。また、特別支援学級における、知的障害、自閉症、情緒障害の教育の充実を図るとともに、教員の専門性の向上のための研修や人材の活用、障害に対する理解啓発を積極的に進めます。

④ 教育相談機能の充実

子どもや保護者にとって身近で安心できる相談機能の充実のために、直面する問題や課題に的確に対応するためのスタッフの専門性の向上に努めます。また、深刻な事態となる前に未然防止するために、庁内関係部署の横断的な連携や関係機関などとの協力体制の充実に取り組みます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 2-3-2 学校と地域の連携による教育力の向上

【施策目標】

学校と地域の連携・協働を進めるとともに、地域ぐるみで子どもを見守る環境づくりにより、子どもたちの健全な成長を応援する地域社会を目指します。

【現状と課題】

- 本市では、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもの学びや育ちを支えるとともに、地域住民や団体等が緩やかなネットワークを形成し、地域と学校が連携・協働しながら、学校を核とした地域づくりを推進しています。
- 地域とともにある学校づくりとして、コミュニティ・スクール及び学校応援団（地域学校協働活動）を効果的に運用していくことが求められています。

【関連する個別計画等】

- ・教育計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 学校・家庭・地域の連携支援

学校・家庭・地域が連携する登下校時の見守り活動や、児童・生徒の地域活動、交通事故防止のための安全対策など、地域ぐるみの活動を支援します。また、地域の人々に学校に対する理解を深めてもらうとともに、学校と地域が相互に連携し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制の構築に取り組めます。

② 家庭教育に関する学びの機会の充実

確かな学力を習得するための基礎となる、基本的な生活習慣や生活能力、社会性を身につけるための家庭教育の向上のために、子どもと一緒に参加できる学習機会や保護者同士での交流や情報提供などに取り組めます。また、子どもと一緒に参加できる学習機会や保護者同士での交流や情報提供などを通して、基本的な生活習慣などを身につけるために必要な支援を進めます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 3-1-1 地域福祉の推進

【施策目標】

地域におけるネットワークの強化とともに、相談体制の充実や福祉人材の育成などにより、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域共生社会を目指します。

【現状と課題】

- 少子高齢化や人口減少の進展により、福祉分野に限らず、さまざまな分野で地域の担い手が減少しています。また、つながりの希薄化に起因する社会的孤立や制度の狭間の問題等が顕在化しています。
- 地域における生活課題や福祉課題が複雑化・多様化する中で、あらゆる人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域、暮らし、生きがいを皆でつくり、共生できる包括的な地域福祉の支援体制づくりが必要となっています。
- 地域福祉を支える人材不足を解消するためには、地域住民をはじめとした新たな担い手の創出や育成が喫緊の課題となっています。また、地域の多様な主体が、課題を解決するための助け合いや支え合いの仕組みづくりを推進するなど、地域コミュニティやネットワークの再構築が求められています。
- 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3年4月施行）に基づき、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援と、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備していく重層的支援体制整備事業に取り組んでいます。当事業の効果を高めていくために、周知や関係機関との連携強化が課題となっています。
- 今後は、既存の地域コミュニティ等を踏まえ、拠点施設をはじめとする公共施設の再配置を見据えつつ、市民にとって身近な全世代型の相談機能や居場所機能の充実に向けた検討が必要です。また、ひきこもり問題やヤングケアラーなど、新たな課題について分野横断的に取り組むことが求められています。

【関連する個別計画等】

- ・ 地域福祉計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 関係機関や団体・地域との連携強化

地域と市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、民間事業者など、地域福祉に関わるさまざまな主体が相互に連携し、地域コミュニティ活動の活性化に取り組みながら、地域福祉を推進していく仕組みづくりを進めます。また、市民同士が地域での緩やかなつながりを形成しつつ、支え合える意識を醸成するための取組を進めます。

② 地域の特性を活かしたコミュニケーションの場の創出

地域に点在する福祉拠点や他の公共施設などを有効に活用して、誰でも気軽に集えて、世代を超えた交流もできる場づくりを進めます。あわせて、趣味などを通じた交流機会を創出するなど、利用するきっかけにつながる取組の検討を進めます。

③ 地域福祉を支える人材育成

地域福祉を支えるボランティアや福祉人材を確保・育成するために、多くの市民が関心を持ち、気軽に活動に参加できる仕組みづくりを進めます。

④ 福祉に関する相談体制の充実

福祉や生活に関するあらゆる相談を受け付ける「福祉丸ごと相談窓口」を通して、さまざまな分野の相談支援機関と相談者をつなぎ、課題解決に向けた支援を行います。また、市民にとって身近な全世代型の相談体制の強化を進めます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 3-1-2 高齢者福祉の充実

【施策目標】

地域包括ケアシステムの推進や支え合いの仕組みづくりにより、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちを目指します。

【現状と課題】

- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するために地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。
- 高齢者が自分らしく最期まで暮らし続けられるために、高齢者自身の健康づくり・介護予防に対する意識向上を図る必要があります。
- 本市では、令和7年には高齢者の5人に1人の方に認知症の症状が現れると推計されています。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症への理解を深め、認知症になっても安心して希望を持って暮らせるまちづくりが必要です。
- 介護・福祉人材の確保・育成を進めるとともに、地域包括ケアの実現に向け、高齢者支援を担うさまざまな団体・人材のネットワークの構築や連携体制の強化を図ることが重要です。
- 今までの福祉サービスでは補えない多様なニーズへの対応、地域で助けあい支えあう意識の醸成、増加が予想される認知症高齢者に対する支援の強化・充実が課題となっており、地域の力を活かした支え合いにも取り組む必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 西東京市版地域包括ケアシステムの推進

高齢者の暮らしを見守り、住み慣れた暮らしを支えるために、多様化するニーズの把握に努めます。また、市民の力と専門職のチーム力を生かした西東京市版地域包括ケアシステムの構築を推進します。

② 介護サービスの充実と介護予防の推進

市民や事業者に対して介護予防の普及啓発を図るとともに、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターをはじめ様々な専門職等の連携・協力体制を構築し、効果的な介護予防の取組を推進します。また、要介護・要支援となった高齢者が自立支援に資する質の高いサービスを受けられる環境づくりに取り組みます。

③ 認知症の方とその家族への支援の充実

認知症疾患医療センターその他の医療機関等と密接に連携しながら、認知症の予防とケアのあり方などの普及啓発や早期発見・早期対応に取り組みます。また、家族が介護を負担に感じることや、孤立感を味わうことがないように、介護者同士の交流・情報提供や研修会の開催などの取組を進めるとともに、認知症地域支援推進員が中心となって認知症の方を地域で支える体制の構築を図ります。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 3-1-3 障害者福祉の充実

【施策目標】

障害のある人に対する理解促進や支援の充実により、すべての人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし、障害のある人もない人もともにいきいきと過ごせるまちを目指します。

【現状と課題】

- 日常生活や社会生活をおくる中で支援が必要な人は年々増加しており、子どもの障害の早期発見・早期療育のさらなる充実や、高齢化への対応が課題となっています。
- 発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者、医療的ケア児など、支援を必要とする人の態様が多様化していることから、本人や家族のニーズやライフステージに応じた支援の質の向上を図るとともに、施設や環境整備を、総合的かつ計画的に進めていく必要があります。
- 障害福祉サービスの対象範囲の拡大やニーズの変化に応じて、地域における在宅生活を支援するサービスの充実が必要です。
- 知的、精神障害のある方などの権利擁護、成年後見制度の利用促進が必要です。
- 引き続き、障害や障害のある人に対する理解を深めるための普及・啓発活動に取り組むとともに、災害時に地域で見守り支え合える体制づくりの構築や、障害者支援に対する民間事業者の参入促進などにより、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で障害のある人を支え、ともにいきいきと過ごせるまちづくりに取り組む必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・障害者基本計画
- ・障害福祉計画・障害児福祉計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取り組み内容】

① 住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくり

障害のある人が、地域で自立した生活を送れるよう、一人ひとりの状況やライフステージに応じた切れ目のない支援に努めるとともに、障害の状況に配慮した情報提供を進めます。また、個々のニーズを的確に把握し、市民が自身の選択や希望に応じた適切な支援を受けられるよう福祉サービスの提供に努めます。

② 障害や障害のある人に対する理解の促進

障害のある人たちがかけがえのない個人として尊重され、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するため、障害や障害のある人に対する理解を深め、お互いを理解し合うことにより、社会的偏見や誤解をなくすための普及・啓発活動や交流の機会づくりを進めます。

③ 新たなニーズや変化に対応するための福祉サービスの整備

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるためのまちづくりを、ハード、ソフトの両面から推進します。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 3-1-4 社会保障制度の運営

【施策目標】

生活困窮者への支援の充実やさまざまな社会保障制度の適正な運営により、誰もが自立し、安定した生活を送れるまちを目指します。

【現状と課題】

- 少子高齢化の進展や就業構造の変化、経済成長の先行きが不透明な状況などにより、日本の社会保障制度の運営は大変厳しい状況が続いており、持続可能な制度運営が求められています。
- 生活保護制度における自立支援の強化や生活困窮者の自立支援の強化等の国の動向を踏まえつつ、生活困窮からの早期脱却をめざした支援に取り組む必要があります。
- 現行の国民健康保険制度には、被保険者の年齢が高く医療費水準が高い、低所得者が多く保険料の確保が困難である等の構造的問題があります。引き続き、国民健康保険財政の健全化に努めるとともに、医療費の適正化に向けた取組を進める必要があります。
- 要介護認定率は年齢が上がるにつれ高くなり、特に 85 歳以上で上昇する傾向があります。高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃には高齢者人口に占める 85 歳以上人口の割合が上昇することが予測されることから、今後の介護保険制度のサービス需要や給付費の増加に対応する必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・ 国民健康保険財政健全化計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 生活の安定と自立のための幅広い支援

生活保護制度の適正な運営を進めるとともに、生活保護受給者の自立を促すための支援体制の充実や生活保護に至る前の生活困窮者の支援などを行い、生活の安定と社会的な自立、社会とつながることによる孤立化の防止などに努めます。

② 国民健康保険制度の健全な運営

保険料の見直しや徴収率の向上による財政の改善を図ります。また、市民への制度理解の啓発活動を推進するとともに、医療費の適正化に向けたさまざまな取組を進めます。

③ 高齢者の医療保険制度の健全な運営

高齢者医療制度に関する理解をより深めるため、制度の見直しに関する周知・啓発を図ります。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、高齢者の抱えるフレイル等の多様な課題に対応した、きめ細やかな支援を実施します。

④ 介護保険制度の健全な運営

今後高齢者人口がピークを迎え、特に85歳以上人口の割合が高まる中で、これまで以上に介護サービスの需要や給付費の増加が見込まれます。こうした状況においても、必要なサービスが適切に提供されるよう介護保険制度の安定的な運営に資する取組に努める必要があります。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 3-2-1 健康づくりの推進

【施策目標】

市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりに取り組み、誰もが心身ともに健やかで心豊かに生活できるまちを目指します。

【現状と課題】

- 生涯にわたり健康に暮らしていくために、市民一人ひとりが自身の健康課題に気づき、健康意識を高め、行動変容につなげる必要があります。
- 疾病の早期発見・早期治療のためには、健康診査・がん検診の受診率向上を図ることが重要です。また、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた健康教育・食育、健康づくりに関する情報提供等により、健康に対する意識を醸成することが重要です。
- 社会とのつながりが心とからだの健康に影響を与えることから、地域活動への参加を通じ、地域とのつながりをもちながら暮らしていくことが大切です。
- 住み慣れた地域で暮らし続けるための地域医療連携体制を推進するとともに、より効果的な健康づくり施策を展開するために、関係機関や健康づくり活動を行う団体との協力・連携を進める必要があります。
- 本市における自殺死亡率は、国や都と比較するとおおむね低く推移しているものの、「誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり」を目指して、生きる支援の推進を図っていく必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・健康づくり推進プラン
- ・生きる支援推進計画

【成果指標】

データ

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 市民の主体的な健康づくりの支援

健康に関する情報提供、健康教育・相談事業の実施により、市民の健康意識を高めるとともに、生活習慣の改善に加え、がんや生活習慣病の発症予防及び重症化予防を図ります。また、健康診査・がん検診などの受診率の向上のための取組を強化することで、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

② 生涯にわたるライフステージに応じた健康づくりの支援

病気と介護の予防のための相談や健（検）診の充実、乳幼児とその保護者や妊産婦に対する相談や健康管理など、一人ひとりのライフステージにおける健康づくりに向けて、きめ細やかな支援を進めます。

③ 地域医療連携体制の充実

日頃から安心して相談や診察を受けることができる、かかりつけ医、歯科医、薬局の普及を進めます。また、保健・福祉・医療の連携による在宅医療等のサポート体制の構築を進め、かかりつけ医と救急医療・高度医療の機能を持つ地域の中核病院などとの連携の強化や、医療機関相互の広域的な連携による医療の充実を要請していきます。

④ 「健康」応援都市の実現

健康寿命の延伸のために、個人の行動と健康状態の改善に加えて、地域における居場所づくりや社会参加等による社会とのつながりづくりや、自らの健康情報を入手できる仕組みづくり、SNSや健康アプリなどIT技術の活用など、個人を取り巻く社会環境の質の向上に取り組めます。

⑤ 心の健康づくりの支援

健康問題、過労、生活困窮、家庭問題など、一個人の問題と捉えるのではなく、支援につながることで解決できる場合もあるとの認識に立って「生きる支援」の推進を図ります。特に、個人や地域において、自己肯定感・信頼関係・居場所をつくるなどの「生きることの促進要因」を増やすことで、将来への不安や孤独感などの「生きることの阻害要因」を減らします。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 3-2-2 高齢者の社会活動や生きがいがいくりの充実

【施策目標】

高齢者の社会参加を促進することにより、高齢者が生きがいを持ち、いきいきと活躍できるまちを目指します。

【現状と課題】

- 本市の高齢者人口は今後も増加する見込みであるのに対し、生産年齢人口は減少が見込まれることから、高齢者が地域で役割を持って活躍できる地域づくりが重要です。
- 高齢者の社会参加を促進するため、フレイル予防活動や学習・発表、他世代との交流、スポーツ・レクリエーション、社会貢献などの多様な活動機会の創出、ボランティア等の就労的活動の支援など、地域における高齢者の活躍を促す活動内容や活動の場の充実が必要です。
- ボランティア人材の育成や、企業・NPO・大学等との連携促進により、高齢者の生きがいくりの拡大を図る必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 高齢者の社会参加への支援

高齢者一人ひとりがそれぞれの興味や関心、趣味や特技、知識や経験に基づいて、多様な社会活動に参加できるよう、ニーズに応じた相談支援や情報提供を進めます。また、教養、文化、スポーツ・レクリエーションなどの活動に参加したり、学習や発表したりすることのできる機会の充実を図ります。

② フレイル予防の推進

介護予防に対する市民の意識啓発を促進します。また、元気なうちに、介護の一手手前のフレイル（虚弱状態）にならないよう、栄養、運動、社会参加に一体的に取り組めます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 3-2-3 障害者の社会参加の推進

【施策目標】

障害のある人の社会参加や就労を支援することにより、障害のある人が、それぞれの知識・スキルを発揮し、自分らしく活躍できるまちをめざします。

【現状と課題】

- 障害の有無にかかわらず、誰もが地域の一員として、お互いの個性を尊重し合い、支え合う地域共生社会の実現が求められています。
- 障害のある人が、それぞれの知識・スキルを活かした就労を実現できるよう、障害者就労支援センター「一步」を拠点とし、障害者雇用に取り組む意欲ある民間企業と連携し、能力を考慮した、多様な働き方、多様な勤務形態の雇用の確保に努める必要があります。
- 障害のある人が地域を中心とした活動に参加しやすくなるよう、障害に関する理解を深めるとともに、地域の人との交流を進めていくことが重要です。また、障害ある人が地域で活躍できる多様な機会や場づくりが求められています。

【関連する個別計画等】

- ・障害者基本計画
- ・障害福祉計画・障害児福祉計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 障害のある人の特性に応じた多様な社会参加の促進

障害のある人の自己決定が尊重され、社会参加できるよう、地域交流や普及啓発を推進し進めるとともに、障害のある人がいきいきと地域で活動できる仕組みづくりを進めます。また、外出のための移動支援やスポーツ・レクリエーションへの参加支援など、さまざまなサービスを進めます。

② 障害のある人の雇用・就労の促進

障害のある人がその人に合った就労ができるよう、障害者就労支援センター「一歩」や公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校及び関係団体との連携を進め、雇用の促進や就労の場の確保に努めます。また、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所について、民間活力の導入による整備促進を支援します。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 4-1-1 みどりの保全・活用

【施策目標】

市民との協働による公園管理の仕組みや、農地や樹木、樹林、生垣などを維持する仕組みを整えることにより、今あるみどりを守り育むまちを目指します。

【現状と課題】

- 市内には公園や農地などのみどりが存在していますが、都市化とともにみどりが減少する傾向にあります。そのため、西東京市らしさを残す貴重な資源であるみどりを継承していくことが求められています。
- 次世代に良好な環境を引き継いでいくためには、公園施設のバランスのとれた配置を視野に入れつつ、市民との協働による取組や多様な世代の公園ボランティアの育成、民間活力の活用などにより、有効活用をする必要があります。
- 身近な農地を保全・活用する取組を進めることにより、貴重なみどりの空間を確保することも必要です。
- 生産緑地の指定期限が令和4年に到来し、生産緑地の宅地化等が進むことが予想されることから、生産緑地に係る制度の改正・創設を受けた、都市農地の貸借や農業者の経営改善について、更なる取組の推進が課題となっています。

【関連する個別計画等】

- ・都市計画マスタープラン
- ・みどりの基本計画
- ・農業振興計画
- ・公園配置計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① みどりを保全する仕組みの形成

市民、事業者、行政がともにみどりの重要性を理解し、互いの協力のもと、みどりの保全に取り組みます。そのため、みどりに関する情報の積極的な発信やイベントの開催などにより、みどりの大切さについての理解促進を図ります。また、市民との協働による公園や緑地などの維持・管理、民有地における樹林・樹木の保存の支援、公園ボランティアの育成などを進めます。

② 農地の保全につながる取組の推進

農地の多面的な機能の活用を促進するために、市民が農業とふれあい、交流する機会を提供し、農地の保全に対する理解を深める取組に努めます。また、農地の保全や新たな価値を創造するため、農業者や市民団体、民間企業、大学など地域の多様な主体と連携できる仕組みの形成を推進します。

③ 公園等の適切な維持管理

既存の公園等について、利用者の安全を確保するために、施設の老朽化や樹木の老木化等に対して、適切な維持・管理に努めます。また、市民が利用しやすい公園とするために、公園指定管理者制度の拡大を検討します。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 4-1-2 みどりの空間の創出

【施策目標】

公園や緑地の拡充に加え、道路や公共施設、生垣などの身近な場所での緑化を進めることにより、みどりを身近に感じられるまちを目指します。

【現状と課題】

- 人口減少や少子高齢化の進展や市民ニーズの多様化に伴い、公園に求められる機能や公園を取り巻く状況も大きく変化しています。
- 本市は、近隣他市と比べると一人当たりの公園面積が少なく、かつ配置の地域格差が課題となっています。また、開発に伴って提供される小規模な公園や緑地が市内に分散していることから、その維持管理が大きな課題となっています。
- 身近に点在する公園等のみどり空間を、市民のコミュニティ形成や健康づくりの場として活用するとともに、日常的にみどりに親しめる魅力的なライフスタイルの創出やまちを回遊し楽しむための場として生かしていくことが求められています。
- そのため、公共施設の緑化や民有地の緑化支援、市民協働や民間活力の導入などによる公園の活用及び新たなみどりの創出などの取組が必要です。
- 大規模公園については、「健康」応援都市の実現に資するよう、計画的な大規模公園のリニューアルによる、個性を活かした特色ある公園づくりの推進に取り組む必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・みどりの基本計画
- ・公園配置計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 公園・緑地の充実

市域全体の公園・緑地の配置バランスを考慮し、借地公園や解除された生産緑地などの計画的な買い取りを含めた公園配置・整備などの検討を進めます。また、既存の大規模な公園・緑地については、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が楽しむことができる拠点として、市民の声を反映した整備・充実に取り組みます。

② 身近なみどりの創出

市民との協働によりみどりを保全し、創出する取組を推進します。また、戸建住宅や集合住宅における緑化推進について、市民や事業者が主体的に取り組むことを促す取組を進めるとともに、公共施設や街路空間などの緑化を引き続き推進します。

③ みどりの質の向上

市内に点在するみどりをつなげ、みどりのネットワークを形成することで、みどりの質の向上を図ります。また、既存の質の高いみどりについては、積極的に保全し、活用を図ります。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 4-2-1 ゼロカーボンシティの推進

【施策目標】

市民、事業者、行政の協働による環境意識の醸成や省資源・省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入・活用により、脱炭素型のまちを目指します。

【現状と課題】

- 近年、地球温暖化によって、国内外でさまざまな気象災害が発生しており、その要因である温室効果ガスの抑制が課題となっています。
- 市民一人ひとりが環境問題に取り組むために、市民活動団体などとも連携しながら、身近な環境問題を題材とした環境学習活動や情報提供などの更なる充実を図るとともに、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入を求める人への情報提供や環境づくりを行う必要があります。
- 本市では、令和4年2月に「西東京市ゼロカーボンシティ宣言」をしました。ゼロカーボンシティの実現に向けて、行政がモデルケースとなるよう、率先して地球温暖化対策や持続可能なまちづくりに取り組むことも必要です。また、環境意識の醸成を図るため、あらゆる世代に対して環境教育を推進していく必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・地球温暖化対策実行計画・区域施策編（環境基本計画に包含）
- ・地球温暖化対策実行計画・事務事業編

【成果指標】

※調整中

データ

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 市民、事業者、行政の環境を大切にする意識づくり

市民、事業者、行政による環境配慮意識の醸成や、環境配慮行動の促進を図るために、環境学習の機会や環境情報の提供などの取組のさらなる充実を図ります。また、環境フェスティバルなどを活用して環境情報を幅広く市民に提供するとともに、一人ひとりの行動につながるための取組を進めます。

② 公共施設から排出される温室効果ガスの削減

行政においては、環境マネジメントシステムの運用などに率先して取り組み、環境施策の実施状況の点検を定期的に行うとともに環境負荷の低減に努めます。また、西東京市地球温暖化対策実行計画・事務事業編に基づき、市職員の環境配慮行動や事務事業において排出される温室効果ガスの抑制のための対策に引き続き取り組みます。あわせて、公共施設の内装等の木質化や小規模公共施設における木造化の検討を進めます。

③ 市内から排出される温室効果ガスの削減

エコプラザ西東京を拠点とした情報の共有・活用を推進し、地球温暖化対策に対する市民の理解を深めます。また、地球温暖化対策実行計画・区域施策編に基づき、市民、事業者、行政が一体となり、省資源・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの普及促進などに取り組みます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 4-2-2 循環型社会の構築

【施策目標】

できるだけごみを出さないという意識づくりや、ごみの減量化・再使用・再生使用の取組を通して、環境負荷の少ない循環型社会を目指します。

【現状と課題】

- ごみの分別や資源化等に対する市民の努力により、本市では全国でも高い減量実績を示していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活様式の変化に伴い、家庭から排出されるごみについては増加傾向に転じています。
- 市民、事業者、行政がそれぞれの役割を定め、三者の協働により、「ごみをごみとしない」ことを目指し、ごみの発生抑制や資源化の推進に取り組み、循環型社会の構築を一層進めることが求められています。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和4年4月施行)では、事業者、自治体、消費者が連携しながら、プラスチックのライフサイクル全般における資源循環の取組が位置付けられ、今後は製品プラスチックの資源化に向けた取組の検討が必要です。

【関連する個別計画等】

- ・一般廃棄物処理基本計画
- ・分別収集計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① ごみの発生抑制・再使用・再生使用及び廃棄物処理対策の推進

エコプラザ西東京を拠点として、ごみを出さないライフスタイルの定着を目指して、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を促進するための意識啓発や新たな情報提供手段の検討などを行います。また、自治会・町内会などを中心に行われている、ごみ・資源物の集団回収活動を継続して実施します。

最終処分場の延命化を図るため、焼却灰のエコセメント化事業を継続して推進し、搬入配分量の削減を進めます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 4-2-3 生活環境の維持

【施策目標】

公害等の防止対策や身近な環境美化に取り組むことにより、地域における良好な生活環境が守られるまちを目指します。

【現状と課題】

- 公害の未然防止は引き続き重要な課題であり、その対策については、国、東京都、近隣自治体と協力・連携を図りながら取り組む必要があります。今後は、引き続き市内におけるモニタリング調査など地域環境を継続的に監視し、公害問題が生じた場合には、早期に対策に取り組むことが求められています。
- 今後は、石綿（アスベスト）を含む建材で作られた建築物が耐用年数を超過し、解体・改修工事が増えてくることが予想されています。大気汚染防止法の改正に伴い、環境汚染の未然防止及び生活環境の保全に努める必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・環境基本計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 大気汚染などの公害の防止

大気、水質、地下水、騒音、振動などの継続的な調査やモニタリングなどにより、問題の早期発見に努めます。また、放射性物質や PM2.5 などの広域的な問題への対策のために、国や東京都、近隣自治体などと連携して対応していきます。さらに、大気汚染防止対策の一つとして、低公害車や電気自動車などの普及啓発に努めます。

② まちの美化の推進

市内の公共の場所における路上喫煙やポイ捨ての抑制と防止のために、清掃活動やマナーの向上を呼びかける啓発活動に取り組みます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 5-1-1 住みやすい住環境の整備

【施策目標】

市民、事業者及び行政の協働により、地域の特性を活かしたゆとりある住環境の整備を進め、住みやすい魅力あるまちをつくります。

【現状と課題】

- 住み続けたい・住んでみたいと思える魅力ある住環境を保全・形成するためには、それぞれの地域の特性にふさわしい土地利用を促進する中で、地域の環境と調和がとれた都市開発の誘導及び景観の整備、身近なみどりなど地域の特性を活かした愛着がわく美しいまちなみの整備等を進める必要があります。
- 特に、多くの人々が利用する駅周辺などにおいては、市民、事業者、行政との協働により、にぎわいのあるまちなみづくりや住みやすさを支援する都市機能の誘導、ユニバーサルデザインの導入及びバリアフリー化をさらに進めることが課題となっています。
- 近年、防災、衛生、景観等の面で住環境の悪化を招くおそれがある空き家の増加が問題視されています。引き続き、良好な住環境の保全・形成を図るためには、市民・事業者・所有者等との連携・協力のもと、空き家の発生防止や利活用に努める必要があります。
- 高齢者単身世帯の割合の増加などに伴う居室内での事故や孤独死等のリスクの高まりを背景に、高齢者や障害者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者が入居を拒まれるケースがみられ、安心して暮らせる住宅の確保を支援する必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・都市計画マスタープラン（立地適正化計画を含む）
- ・住宅マスタープラン
- ・空き家等対策計画
- ・人にやさしいまちづくり推進計画
- ・橋梁長寿命化修繕計画
- ・下水道プラン

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 身近にみどりが感じられる美しいまちなみづくりの推進

適正な建築基準行政を推進するとともに、景観づくりのルール化などに取り組みます。また、市民、事業者、行政が連携して、みどりの保全や地域の特性を活かしたまちなみづくり、景観に配慮した開発の誘導、住みやすい住環境の推進などに取り組みます。

② 駅周辺や各地域の特性に応じた特色あるまちづくりの推進

都市機能の向上等が望まれる駅周辺については、立地適正化計画に基づき、まちの顔にふさわしい整備を進めます。また、各地域においては、権利者や事業者、商業者などの関係者等との連携を強化し、市民の意見も取り入れながら、それぞれの地域の特色を活かしたまちづくりを進めます。

③ 要配慮者の住まいの確保の支援

住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいを確保するための支援に取り組みます。

④ 誰もが利用しやすいまちづくりの推進

外出時の移動や公共施設などの利用において、バリアフリー化による空間整備やユニバーサルデザインの導入を進めます。また、老朽化が進む都市基盤に関しては、計画的な更新や長寿命化対策についての検討を行います。

⑤ 良好な住環境の保全・形成の推進

市民・事業者・所有者等と連携・協力して、空き家等の発生抑制に努めます。また、既に発生している空き家等については、利活用の促進や適切な管理支援を行います。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 5-1-2 体系的な道路網の整備

【施策目標】

計画的な道路整備や維持管理を行うことにより、市民の利便性の向上や通過交通の抑制、防災性の向上を目指します。

【現状と課題】

- これまで地域の骨格を形成する幹線道路として都市計画道路等の整備を進めてきましたが、未だ整備水準は低い状況にあります。そのため、各所で発生する渋滞や迂回する自動車の住宅地への進入、火災時の延焼を防ぐ延焼遮断帯としての役割などとなる道路ネットワークの不足等の課題を抱えています。
- 広域道路ネットワークを担う幹線道路から、地域の日常生活を支える道路に至るまで、それぞれの機能を適切に発揮できるよう、段階的かつ体系的に整備を進めることで、公共交通などの道路交通の円滑化と歩行者や自転車にとっても安全で暮らしやすい生活空間の創出が可能となります。
- 橋梁や道路の機能を適正に発揮し続けるためには、経年劣化に加え、地震等の災害にも耐える必要があります。そのため、防災・耐震性能や安全性能について向上を図ることが必要です。
- 近年、大型の台風や局地的な豪雨により、各地で浸水被害を受けることがあり、市内においては、河川や水路において浸水想定区域が存在します。豪雨等による道路冠水の対策として、幹線道路の整備にあわせて、雨水幹線等の整備を検討する必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・都市計画マスタープラン
- ・道路整備計画
- ・橋梁長寿命化修繕計画
- ・無電柱化推進計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 道路ネットワークの充実

市民の利便性の向上や通過交通の抑制、防災性の向上等を図るため、都市計画道路等の幹線道路の整備を計画的に進めます。

② 道路等の適切な維持管理

地域内の移動を支える生活道路については、地域住民の意見を踏まえながら、必要に応じて道路の部分改良や補修等を行います。また、橋梁等については、防災・耐震性能や安全性を維持するために必要な修繕等を計画的に進めます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 5-1-3 人と環境にやさしい交通環境の整備

【施策目標】

持続可能な公共交通ネットワークの整備などにより、誰もが日常生活で利便性、安全性、快適性を享受できる総合的な交通環境づくりを進めます。

【現状と課題】

- 市民の移動需要に応じたコミュニティバス「はなバス」の運行改善、新たな公共交通手段の検討に取り組むとともに、技術革新等を見据え、交通事業者やNPOなどの多様な主体と連携しながら、自転車と歩行者、車が共存する安全な道路環境の実現に取り組む必要があります。また、鉄道・バス・タクシー・自転車等の乗り換えを行う交通結節点の利用環境の向上を図る必要があります。
- 市内の踏切については、交通の円滑化や事故の低減に向けた対策を検討し、東京都の踏切対策基本方針における鉄道の連続立体交差化の検討対象区間では、踏切をなくし、自動車や歩行者がともにスムーズに通行できるよう、道路と鉄道の立体交差化の実現に向けて取り組む必要があります。
- 近年、環境にやさしいことや健康志向の高まり、体力づくりや気分転換などの理由から、自転車利用者が増えている一方、利用時のマナーや安全確保が問題となっています。利用者マナーの向上に向けた啓発等に取り組むとともに、需要に応じた自転車駐車場の整備や放置自転車対策を進めるとともに、走行空間の確保やシェアサイクル導入の検討など、自転車を活用したまちづくりを進める必要があります。
- 今後は、高齢化の更なる進展に伴い、移動実態の変化に応じたきめ細やかな支援を、高齢者や障害者などの生活における支援策として、一体的に取り組む必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・都市計画マスタープラン
- ・道路整備計画
- ・交通計画
- ・交通安全計画
- ・地域福祉計画
- ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- ・障害者基本計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 体系的な交通網整備の推進

高齢化や環境に配慮した安全・安心な交通体系の実現に向けて取り組みます。また、市民ニーズに対応し、交通弱者にやさしい公共交通の充実を進めます。。さらに、公共交通空白地域の解消を目指して、効率的な「はなバス」の運行に努めます。

② 歩行者、自転車、車が共存するまちづくりの推進

歩行者、自転車、車それぞれの通行状況に応じた、道路空間の再配分の検討などにより、安全な道路空間が確保された歩行者、自転車、車が共存するまちづくりを進めます。また、シェアサイクルの普及促進により、徒歩や自転車などの環境にやさしい移動手段への転換を図ります。

③ 移動支援のあり方の検討

既存の公共交通では対応できない公共交通空白地域・不便地域への移動手段策を検討します。また、介護予防や健康づくり等の観点からも、一般の公共交通機関などでの外出が困難な高齢者等が外出しやすい仕組みづくりについても検討を行います。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 5-2-1 災害や地域の危機に強いまちづくりの推進

【施策目標】

非常時における危機管理体制を強化し、地域の防災力を高めることにより、市民の生命や財産が守られる安全・安心かつ強靱なまちを目指します。

【現状と課題】

- いっどこで起きるのかわからない災害等の被害を最小限に食い止めることができるようにするため、公助として防災基盤や情報提供手段の整備、耐震化対策、雨水溢水対策等を引き続き進めていくとともに、災害対策や危機管理に向けた組織体制の構築を、さらに推進していく必要があります。
- さらに、「自らの命は自らが守る」「自らの地域は自らが守る」という考え方のもと、市民が地域の災害リスクを正しく理解し、事前の備えである自助や非常時には市民同士で助け合うなどの共助の取組も、強く後押しする必要があります。
- そのため、大規模災害を想定した防災訓練、災害時における要配慮者への支援訓練、市民、事業者、関係者の防災意識の向上など、日頃から地域コミュニティにおける防災意識の醸成を図る必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・地域防災計画
- ・国民保護計画
- ・耐震改修促進計画
- ・下水道プラン
- ・耐震改修促進計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 防災基盤の整備の推進

自助・共助・公助の認識に基づく防災対策とともに、防火水槽・消火栓、防災行政無線などの整備・更新に取り組みます。また、災害時に備えた備蓄品の充実を図るとともに、災害が発生または発生が予想される場合の情報伝達や連絡体制の強化、緊急情報の効果的な提供に努めます。

② 災害時の協力体制の確保

災害時における市民との協力体制を構築・強化します。また、地域、関係機関、行政が連携して、災害を想定した訓練や協力体制の構築に向けた取組を行うとともに、災害時においてスムーズな避難ができるよう、子どもや女性、高齢者や障害のある人などに配慮した対策や要配慮者への支援の仕組みづくりに努めます。

③ 雨水溢水対策の充実

雨水管の計画的な整備などによる雨水溢水対策の強化を図ります。また、公共施設や家庭などの貯留・浸透施設などの整備を促進します。

④ 耐震化対策の促進

公共施設や緊急輸送道路沿道の建築物などの耐震化を進めます。また、民間建築物に対する耐震診断・耐震改修などの充実を図ります。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 5-2-2 交通安全・防犯等の推進

【施策目標】

市民や地域、関係機関と連携・協働することにより、犯罪や事故を未然に防ぎ、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

【現状と課題】

- 地域の安全・安心を確保するためには、警察や関係機関と協働し、市民や子どもたちの安全意識を高め、犯罪や交通事故を減らすことを目指して、防犯・交通安全の継続した取り組みが不可欠です。
- 高齢化の進展に伴い、高齢者が犯罪に巻き込まれるリスクが高まっています。そのため、警察をはじめとする関係機関や関係団体との連携・協力のもと、全市的な被害防止対策の検討が必要です。
- 消費者トラブルについては、その事案が多様化・複雑化しているため、引き続き、市民がトラブルに巻き込まれないための防止策の構築や、迅速でわかりやすい情報提供に取り組むことも重要です。あわせて、成年年齢の引き下げに伴う、若年層における消費被害防止への対策が必要です。

【関連する個別計画等】

- ・地域防災計画
- ・交通安全計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 市民と連携した防犯体制の強化

関係機関と連携し、防犯活動団体などへの情報提供や支援を行い、市民の防犯意識の向上を図るとともに、市内の見守り活動を強化し、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。

② 市民と連携した交通安全の推進

市民、地域、学校、警察、行政が連携して、子どもの見守りや交通安全の取組を強化するとともに市民の意識啓発に取り組みます。また、自転車の安全利用に向けた取組を進めます。

③ 消費者トラブルの未然防止

複雑化・高度化する消費者トラブルに対応するため、関係機関との連携により、配慮を擁する消費者を見守るネットワークを強化します。また、トラブルにあわないための取組として、消費者教育の推進や積極的な情報提供に努めます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 6-1-1 産業の振興

【施策目標】

市内の農業・商工業を振興することにより、市民と事業者がともに地域の産業を生み・育てていくまちを目指します。

【現状と課題】

- 農業においては、農業者数や農地（生産緑地）面積が年々減少の傾向にあります。持続可能な農業経営の環境を整えるとともに、都市農業の多様な機能を適切かつ十分に発揮できるよう、地域に密着した農業の振興に取り組む必要があります。
- 商工業については、商店の廃業などによる空き店舗の増加、中小企業における人材不足や後継者の確保が課題となっています。個々の商工業者の経営の維持・発展につながるよう経営診断や相談機能の充実を図るほか、イベントなどの開催や、空き店舗の活用などを通して商店街の振興を図っていく必要があります。また、市内の中小企業に対する支援を継続し、地域の雇用促進につなげることも重要です。
- これらの多岐にわたる産業振興の取組を進めるにあたり、地域の価値や市民の愛着を高められるよう、農業・商工業従事者だけでなく、行政や市民、大学、金融機関等の連携を一層強めていく必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・産業振興マスタープラン
- ・農業振興計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 農業経営の促進と農地保全

JA や農業生産団体と連携し、市内農産物のブランディングや生産・加工流通体制の構築を進め、持続可能な農業経営の環境づくりを支援します。また、生産緑地の貸借を可能とする仕組みの活用等により、農地の保全に取り組みます。

② 都市農業の魅力向上と理解促進

直売所の情報提供や西東京市農産物キャラクター「めぐみちゃん」の活用等により、市民が市内産農産物の魅力にふれる機会を充実します。また、市民が農業・農地とふれあい、都市農業への理解を深める事業を推進します。

③ 多様な商工業の振興

商店街の組織力の強化や新たな価値の創出により、活力にあふれ、多くの人が行き交う商店街づくりを支援します。また、商店街内にある空き店舗の活用や、消費者ニーズを踏まえた利用しやすい環境づくりに取り組みます。

地域経済の活性化を牽引する商工業の振興のために、関係機関と連携し、中小企業などの経営の安定化と経営基盤の強化を図ります。

④ 産学公連携の推進

市内の大学、事業者、行政の連携をさらに拡充させ、地域資源、知的資源、技術力の活用などを推進するとともに、地域の特色を活かした戦略的な商業振興を進めます。また、産学公の連携促進のための調査・研究や異業種交流などに取り組みます。

⑤ 地域労働環境の向上

公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携した就業支援や労働環境改善のための取組を進めます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 6-1-2 起業・創業支援の充実

【施策目標】

起業・創業に対する支援を充実させ、起業に向けた環境を整えることにより、多様な働き方が生まれ、地域で循環するまちを目指します。

【現状と課題】

- 国や東京都では、スタートアップ（新興企業）の活動を応援するため、補助制度や金融機関と連携した融資制度の創設、人材確保支援などの取組を強化しています。
- 本市においては、「起業するなら西東京市」を掲げ、様々な起業・創業支援の取組を進めてきました。引き続き、新たな産業が根付き、地域の産業として発展できるよう、また、新たなチャレンジができる気運と活力あるまちとなるため、分野横断的な連携及び本市独自の創業支援事業の活用促進に向けて、さらに取組を推進する必要があります。
- 多様な働き方へのニーズへの対応及びより魅力的で活力ある地域の創出の観点から、女性の働き方サポートにも取り組んできました。子育て世代の女性を中心として、起業・創業及び就労を支援するための取組をさらに推進する必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい生活様式に対応した事業への業態変換や働き方の変化が起きており、コロナ禍においてもセミナー参加者や創業者数が増えています。起業・創業をサポートするだけでなく、事業を継続できるよう、市内事業者や起業家同士をつなぐ場を創出する必要があります。

【関連する個別計画等】

- ・産業振興マスタープラン

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取り組み内容】

① 起業・創業に対する支援や環境整備の推進

市と西東京創業支援・経営革新相談センターが連携し、創業に関する融資あっせん制度の案内のほか、相談・助言、創業スクールの実施など、起業・創業に向けた環境整備を推進します。

また、創業者が事業継続できるよう、事業者同士の交流の場やビジネスマッチングの機会の創出に取り組みます。

② 女性の多様な働き方の実現に向けた支援

子育て世代の女性を中心とした、起業・創業及び就労を支援するためのセミナーやイベント等を開催します。また、事業者同士の交流の場やビジネスマッチングの機会の創出に取り組みます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 6-2-1 まちの魅力の創造

【施策目標】

自然や歴史、文化などの地域資源の発掘・活用や市内外への戦略的なシティプロモーションにより、市民が誇れる魅力あふれるまちを目指します。

【現状と課題】

- 人が集う魅力的なまちであるためには、市外からも人を呼び込めるようなまちの魅力を磨き上げ、その魅力を十分にアピールしていく必要があります。
- 市民や事業者、大学などさまざまな主体と連携し、地域の歴史や文化、自然環境、産業など多様な地域資源を活かしながら、地域のひと・もの・ことの魅力を最大限に引き出した「西東京ブランド」の構築を進めることが重要です。
- 市外からの玄関口となる駅周辺については、地域ごとの特性を踏まえ、にぎわい・交流の拠点としての機能充実にに向けた検討を進める必要があります。
- 駅前情報発信拠点を活かした効果的な情報発信に向けて、事業者とのさらなる連携強化や、多様な情報媒体を駆使した積極的なシティプロモーションの展開が求められています。

【関連する個別計画等】

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 地域資源の利活用の検討

市民のもっている魅力（ひと）や自然環境、文化財、特産物などの地域資源（もの）、交流や機会（こと）などのさまざまな資源を有効に利活用することで、人が集う魅力あるまちづくりを進めます。利活用にあたっては、新たなデジタル技術等の活用を検討します。また、西東京市の魅力として広く周知し、まちの魅力の向上につなげます。

② 水とみどりを活かしたまち歩きの推進

水とみどりに親しめる空間やまちを歩いて楽しめる環境を活かしたまちづくりを進めます。また、市内に点在する公園や歴史資源と散歩道などをネットワーク化させ、誰もがまち歩きを楽しむことができる取組を行います。

③ 内外に向けた情報発信の強化

まちの魅力を市内外にアピールするため、ホームページやコミュニティラジオなどの情報手段を活用した積極的な情報発信に取り組みます。また、広く浸透している SNS や携帯用アプリケーションなどを利用し、幅広い年代に情報を伝えるための取組を進めます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 6-3-1 生涯学習環境の充実と主体的な学びの支援

【施策目標】

多様な学習機会の充実を図り、市民一人ひとりにとって生涯にわたって学びが身近にあるまちを目指します。

【現状と課題】

- 「社会教育法」の改正（平成 29 年 3 月）において、子どもの成長を支えるために、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、「社会総がかりでの教育」の実現の必要性が示されました。誰もが、地域の中で主体的に学び続けていける生涯学習の機会の充実は、今後ますます重要となります。
- 学習情報提供に対する市民の高い関心に応えられるよう、今後はより一層効果的な情報提供を展開する体制を整えるとともに、生涯学習を通じた市民の地域社会への参加意識を醸成し、学習成果を活かした地域活動や、地域との協働の推進へつなげるための仕組みづくりを進める必要があります。
- 公民館や図書館は、幅広い市民を対象とした学習機会を提供する役割を担っています。今後、公民館ではあらゆる学習機会や活躍できる場を提供していくことが課題です。今後、公民館では、若者世代や勤労世代等の利用の少ない層に向けての事業の実施や生活課題・地域課題の解決に取り組む市民への学習機会の提供が課題です。

【関連する個別計画等】

- ・教育計画
- ・図書館計画
- ・子ども読書活動推進計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 自主的な生涯学習活動の支援

自然環境、歴史、文化、芸術、人材などの地域にある資源を活用し、市民の学習ニーズに応えるための多様な学習機会の充実に努めます。また、生涯学習に関する情報を発信するとともに、市民同士、団体同士の交流の場づくりを進めます。

② 公民館における学習機会の提供

公民館は、地域課題・生活課題や市民の学習ニーズの把握に努め、市民の主体的な学びを支援する学習機会を提供するとともに、公民館での学びを地域活動に活かそうとする市民を支援します。また、市民や自主グループ相互の関係が育まれるような交流の機会を提供します。

③ 市民ニーズに対応した図書館環境の充実

子どもから高齢者まで幅広い年齢層や、図書館利用が困難な方も利用しやすい環境づくりを進め、すべての市民の読書活動を支援します。また、図書館以外で資料を所有している機関と連携し、資料の提供やデジタル化、レファレンスサービスの充実に努めます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 6-3-2 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

【施策目標】

スポーツを気軽に取り組める環境の充実やライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進により、市民一人ひとりが生涯を通じて、健やかな心と体づくりに取り組むことができるまちを目指します。

【現状と課題】

- 健康維持に対する関心の高まりや東京 2020 大会を契機として、パラスポーツを含めたスポーツへの関心が高まっています。
- 市民一人ひとりが、ライフステージ・ライフスタイルに応じて、生活の中で気軽にスポーツを楽しめるよう、多分野が横断・連携してスポーツ振興に取り組むことが重要です。
- 市民それぞれのスポーツ実践を支える環境づくりに向け、学校施設の開放、企業・民間スポーツ施設や大学施設の利用促進・連携の検討、さらには近隣自治体との相互利用を含め、スポーツ施設を確保していくことが必要です。あわせて、スポーツ施設の老朽化に伴う計画的な改修が課題となっています。
- パラスポーツやインクルーシブスポーツは、子どもから高齢者、あるいは運動が得意でない人まで、誰もが楽しむことができるユニバーサルなスポーツです。
- 多様な人が一緒に楽しむことで、自然な形で障害のある人や体力がない人への理解を深めていくことが期待でき、推進にあたっては、当事者に向けた効果的な情報提供や身近な場所で実践できる環境づくりを進めるとともに、その魅力を伝えるための情報発信が必要です。

【関連する個別計画等】

- ・スポーツ推進計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取組み内容】

① 気軽に身近でスポーツに参加できる機会の充実

誰もが身近でスポーツできる環境づくりを進めるとともに、日常的に取り組めるスポーツの普及・啓発を図ります。また、市民がそれぞれの体力や技術などに応じてスポーツやレクリエーション活動ができるよう、スポーツ・運動施設指定管理者等と連携して、より親しみやすいスポーツプログラムの提供に努めます。

② スポーツを通じた地域の活性化の促進

地域の人々の交流の促進や一体感の創出が期待できるスポーツ大会や各種イベントの開催、総合型地域スポーツクラブの支援などにより、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。

③ 誰もが参加できるスポーツの推進

年齢、性別、障害の有無にかかわらず、すべての人が楽しむことができるパラスポーツ・インクルーシブスポーツの推進に取り組み、共生社会の実現を目指します。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

施策 6-3-3 文化芸術活動の振興

【施策目標】

市民の文化芸術の振興を図るとともに、郷土の歴史である文化財を保存・活用することにより、地域の歴史文化を大切にすまちを目指します。

【現状と課題】

- 文化芸術活動は、創造性を育み、心を豊かにするだけでなく、生きがいを生み出し、新たな交流や人々との絆をつくります。また、文化財は、将来にわたって保存・活用していくべき貴重な財産です。
- 西東京市の歴史文化を伝え、未来につなぐ文化財の魅力を広く市内外に発信するとともに、より多くの市民が文化芸術や文化財に親しみ、文化芸術や文化財を通じた多様な人々のつながりを創出できる環境づくりが課題となっています。
- 文化芸術により生み出される様々な価値を高めたり、文化芸術や文化財の活用をまちの魅力・にぎわい創出につなげるため、他分野との横断・連携した取組を推進する必要があります。
- 国指定史跡の下野谷遺跡については、地域の文化遺産を保管・公開するとともに市民が主体的に活動できる拠点となる「地域博物館」の設置に向けた取組が課題となっています。

【関連する個別計画等】

- ・文化芸術振興計画
- ・文化財保存・活用計画
- ・国史跡下野谷遺跡保存活用計画
- ・国史跡下野谷遺跡整備基本計画

データ

【成果指標】

※調整中

【目標の実現に向けた取り組み内容】

① 文化芸術の振興

保谷こもれびホールを拠点として、鑑賞の場や体験の機会を提供するとともに、市民が主体的に参加・活動できる環境づくりに取り組みます。また、文化芸術活動の担い手の育成、他分野との連携により、市民が主体的に行う文化芸術活動を支えます。さらに、市民団体や個人による文化芸術活動の連携や交流の促進により、文化芸術活動の活性化を図ります。

② 文化財の保存・活用

歴史文化に関連する資料の収集・整備・公開に取り組み、文化財の持続可能な保存・継承と、誰もがその価値を享受できる環境づくりを推進します。市民が文化財に触れる機会や文化財を活用した学習機会を提供するとともに、市民が主体的に文化財に関わる活動を支え、拠点となる地域博物館の設置について検討します。また、特に国史跡下野谷遺跡については、文化財を生かした人づくり・まちづくりに向け、保存・活用を計画的に進めます。

【関連する施策】

- ▶ 施策
- ▶ 施策
- ▶ 施策

【主要事務事業】

※調整中

SDGs

1. SDGs（持続的な開発目標）とは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された、持続可能な世界の実現のために、令和 12（2030）年までに達成すべき国際社会共通の目標であり、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールを提示しています。

国際的な地方自治体の連合組織である UCLG (United Cities and Local Governments) は、以下のように SDGs のゴールに対する地方自治体の果たし得る役割を整理しています。

2. SDGs の 17 のゴールと本計画の施策との関係

基本理念に掲げた、「やさしさ」と「いこい」を次世代につないでいく、という私たちの思いは、SDGs の誰一人取り残さず、豊かで活力ある未来をつくるという考え方に重なっています。引き続き、基本理念の実現に向けて、本計画の施策の推進することにより、SDGs の達成に寄与していきます。

ここでは、本計画と SDGs の関係をわかりやすく示すため、各施策と 17 のゴールとの関係性を整理しています。

			※星取表の形で掲載予定						

西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定する「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、その基本目標と総合計画の施策との関係性を明確にすることにより、「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を内包した総合計画とします。

1. 総合戦略の位置づけ

2. 基本目標体系

※内容調整中

3. 数値目標

(※関連する基本計画上の施策における成果指標をK P I とすることを想定)

健康都市プログラム

健康都市プログラムとは

- ・「健康都市」とは、健康を支える物的および社会的環境を創り、向上させ、そこに住む人々が相互に支えあいながら生活する機能を最大限に活かすことのできるように、地域の資源をつねに発展させる都市である、と定義されています。
- ・健康都市の取組はWHOが始めたものであり、社会的、経済的、物的な環境が、都市に住む人々の健康の重要な要素であるという考え方に基づいている。また、健康都市プログラムは、都市化の進展により生ずる様々な健康問題の解決を目的としています。
- ・西東京市のめざす「健康」応援都市は、人々が互いに助け合い、生活のあらゆる局面で最高の状態（まちそのものが「健康」であること）を達成するため、その実現に向けて、保健医療・社会経済・居住環境などのさまざまな分野の改善を進めることにより、地域・住民が互いに支え合う（応援する）まちの実現を目指します。
- ・「西東京市健康づくり推進プラン（健康都市プログラム）」においては、「ひと」の健康に焦点をあてた取組を展開しており、本計画では「まち」の健康という視点から「健康」応援都市の実現に向けた3つのプログラムを設定します。

プログラム① 多様な世代の活動・交流の促進

西東京市に暮らすさまざまな世代が、いつまでもいきいきと活動するとともに、世代を超えて活発に交流できるよう、外出を促す仕掛けやまちなかの居場所づくりなどに横断的に取り組みます。

プログラム② 「健康」なライフスタイルづくりの促進

西東京市に暮らすことで、一人ひとりの価値観にあわせた「健康」なライフスタイルが実現できるよう、健康意識の醸成に向けた教育や予防活動の充実、多様な働き方への対応などに横断的に取り組みます。

プログラム③ 暮らしの価値を高める魅力ある拠点づくり

市民がこれからも西東京市のまちを楽しみ、いきいきと住み続けられるよう、また、西東京市ならではのライフスタイルを求めての流入が増加し、まちの活性化につながるよう、暮らしの価値を高める魅力的な拠点づくりに向けて横断的に取り組みます。

エリア（圏域）を基本とした地域づくりの推進

※内容調整中